

宜 議 第 2 1 3 号
令和4年9月27日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第444回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和4年 6月16日	令和4年 6月16日	議案第38号、議案第40号、議案第41号、 陳情第88号、陳情第81号
令和4年 6月17日	令和4年 6月17日	陳情第83号、陳情第87号、陳情第89号、 議案第38号、議案第40号、議案第41号、 陳情第81号、陳情第88号、陳情第 1号、 陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号、 陳情第14号、陳情第16号、陳情第21号、 陳情第27号、陳情第42号、陳情第43号、 陳情第45号、陳情第46号、陳情第48号、 陳情第49号、陳情第51号、陳情第58号、 陳情第62号、陳情第63号、陳情第65号、 陳情第77号、陳情第78号、陳情第81号
令和4年 6月27日	令和4年 6月27日	陳情第88号
会議日数 3日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第38号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和4年 6月15日	令和4年 6月17日	同意 (全会一致)
議案第40号	小学校ICT機器購入に係る物品の取得について	令和4年 6月15日	令和4年 6月17日	原案可決 (全会一致)
議案第41号	中学校ICT機器購入に係る物品の取得について	令和4年 6月15日	令和4年 6月17日	原案可決 (全会一致)
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 6月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 6月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 6月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第42号	日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情第43号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査

陳 情 第 4 5 号	安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための 陳情	令 和 3 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 4 6 号	国民健康保険税(料)の特例減免等 の継続を求める陳情	令 和 3 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 4 8 号	地域型保育事業所の三歳児以降受 け入れについての陳情	令 和 3 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 4 9 号	国保運営にあたって、コロナ禍な どの困窮から県民の生活を守るた めに地方自治の本旨に基づき、制 度の改善を求める陳情	令 和 3 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 5 1 号	コロナ禍の中だからこそ、こどもた ちの健やかな成長のために「現物給 付」への国のペナルティ全廃と 18 歳までこども医療費無料制度を 実現し、こども医療費無料制度の改 善を求める陳情	令 和 3 年 6 月 1 4 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 5 8 号	令和 4 年度福祉施策及び予算の充 実について	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 6 2 号	真志喜中学校の不足している部室 について	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 6 3 号	宜野湾市内の小中学生の英語力向 上への取組について	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 6 5 号	宜野湾市内の公園とコンベンショ ンセンター付近のホームレス保護 について	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 7 7 号	5 歳から 1 2 歳の新型コロナワク チン接種告知の方法と接種券に関 する陳情	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 7 8 号	西普天間住宅地区「印部土手石と歴 史の道の景観」の保存・活用に関す る陳情	令 和 4 年 3 月 2 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 8 1 号	学校施設に自家用車両を駐車する 教職員への駐車料金徴収に関する 陳情	令 和 4 年 3 月 2 日	—	閉会中の 継続審査

陳 情 第 8 3 号	宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情	令 和 4 年 6 月 1 5 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 8 7 号	介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化、要介護 1・2 の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情	令 和 4 年 6 月 1 5 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 8 8 号	コロナ特例減免における国費 10 割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情	令 和 4 年 6 月 1 5 日	—	閉会中の 継続審査
陳 情 第 8 9 号	宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情	令 和 4 年 6 月 1 5 日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年6月16日（木）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時01分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉 屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

契約検査課長	伊禮 理子
健康推進部長	伊佐 真
国民健康保険課庶務係長	大道 優
国民健康保険課保険税担当主査	安次富 弘明
指導課長	佐伯 進
はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹	比嘉 広和

契約検査係長	比嘉 祐一
国民健康保険課長	香月 直子
国民健康保険課保険税係長	川満 勤子
指導部長	松本 勝利
はごろも学習センター所長	山口 久美子
はごろも学習センター研修係長	門口 安光

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐 直樹
-----	-------

○審査順序

議案第40号 小学校ICT機器購入に係る物品の取得について

議案第41号 中学校ICT機器購入に係る物品の取得について

議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情

陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情

第444回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和4年6月16日（木）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第40号 小学校ICT機器購入に係る物品の取得について

議案第41号 中学校ICT機器購入に係る物品の取得について

○山城康弘 委員長 本委員会に付託されました議案第40号 小学校ICT機器購入に係る物品の取得について、議案第41号 中学校ICT機器購入に係る物品の取得について、以上2件を一括して議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。今回小学校ICT機器購入に係る物品の取得の審査をさせていただきますが、今回の場合、特に議案第40号、第41号もそうだと思いますが、電子黒板は、もう全て入替えということで理解していいのか。それとも、まだ使えるやつは残して、使えないやつを替えるのか。もともと全教室についていなかったのか。その説明をもらえますか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 御説明いたします。まず、小学校と中学校、今回2つ案件がございます。

まず、中学校は、平成28年度に108台の当時電子黒板を導入しております。当時の全ての教室に設置してございます。ただし、導入して6年以上になりまして、機器の老朽化、また保守のメーカーのほうの部品がないということで、今後保守ができないということを聞いております。そのため、今回中学校に関しては、機器の全体入替えとしております。また、教室も、ここ数年で特別支援教室など教室数も増えていますので、令和4年度の教室数に合わせて中学校、今回入替えという形でしております。

次に、小学校です。小学校は、令和元年度に当時の教室の約半分、170台の電子黒板を導入しております。現場の先生から、この電子黒板を活用して授業を進めているところではあるのですが、やはり残りの教室も、ぜひ早急に入れてほしいという要望が過去何度もありました。今までは先生たちが工夫して貸し借りとかしていたのですが、やはり同じ授業で、隣のクラスが使っているときは、こっちは使えないと、そういう課題がございました。そのため小学校は、今回残りの半分に対して追加整備という形にしております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 小学校のほうをもう少し確認させてください。今、小学校は、令和元年に導入したので、まだ4年しかたっていないから、不足分を補充しますということで、今の説明で理解したいと思います。

あと2年したら、また電子黒板の170台分の入替えがあるというふうな構想をお持ちですか。先ほど言いましたけれども、6年ぐらいたったら、メーカーさんがもう老朽化で部品の供給が追いつかないと。今回令和元年に小学校が入れたので、これは逆に言えば、令和6年にまた同じような感じで一気に170台程度入替えがあるということは今後考えられるということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 今回小学校のものについては、令和6年あたりに、すぐに何か入替えが必要であるかというようなことについては、まだ考えてはいないところです。やはり電子黒板の整備、やはり台数も多いですし、1台当たり高額のものですから、なかなか財政的な措置も苦労するところでございます。なので、まずは今回一旦整備した後、学校の使い勝手とか、または業者さんと工夫して何とか保守なり、長期間使えるような工夫をしながら、まずは使っていきたいと考えております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。本当に高額な金額が、億単位で動くものですから、これは逆に言えば30台、40台で購入するものでもないと思いますので、保守、メンテが大変必要だと思いますが、こういう電子黒板というのは、私素人ですから、基本的には、故障とかは、どういったものが考えられるのですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 まず、中学校のものです。中学校のものは1世代、少し形は違ってまして、プロジェクタータイプと呼ばれるもの、壁に映して機械で降ろす、これにペンの位置を自動的に認識して上で書けるタイプ、小学校は今のスマートフォン、タブレットのような形で、ディスプレイタイプと呼ばれるものです。中学校のものに関しては、どうしてもランプの寿命とか、暗くなりがち。また、反応もセンサーが誤作動するというので、故障があると聞いております。

ディスプレイタイプについては、今のところ、まだ大きな故障の報告は出ていないのですが、やはり画面にだんだん筋が出てくるとか、ちょっと反応が悪くなるというのがあるとは聞いています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。大きな故障はないと。こういうところは、入札を今回します。今から手続に入っていますけれども、これが終わった後のメンテナンスはどんなふうになるのですか。結局、商品の、今回中学校がおきぎんエス・ピー・オー、小学校が沖縄教育サイエンスさんというふうにあるのですが、こちら物品購入プラスメンテナンスというのは、やはり今後機械なので、湿気等、またいろいろなもので破損とか、故障とかがあるかもしれませんけれども、そういう想定はどのようにされていますか。別途に大きな金額が動くのですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 今回2つ組み合わせて保守をしていきます。まず1つは、5年間のメーカー保証というやつで、故障したときにメーカーに送って修理した状態で持ってくる。もう一つは、修理の切り分け作業とか、実際に業者さんが現場に行って、何か不具合とか、そういう確認とか、設定変更とかする保守委託、この2つを考えております。この保守委託につきましては、今回落札した業者さんと別途保守契約を締結する予定で、今後これから調整して契約する予定でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 保守、今まで機器購入という名称なので、今後はまたそういうメンテナンス関係契約も出てくるかなというふうに思っています。

先ほどありましたけれども、5年間はメーカーさんが保証するということで、この入替え中は、予備機とかというのは、販売する会社が予備機を持っているのか。送って、送り返してくる場合に一月とかかかるのではないかなと思っています。多分沖縄では直せないのではないかなというところがあるので、そういうようなことを購入業者と調整すると思うのですが、方向性はどのようなのですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 こちらについても、これからちょっと業者さんと調整ではございますが、一般的に修理が、送り直すことが多くなるのかとか、実態を確認して、学校の使用状況にあまり穴が空かない方法で保守契約ができるように調整したいと思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。ちょっと入札の件で教えてもらいたいのですけれども、電子黒板のメーカーというのは、発注をかけるときに、どれぐらいのメーカーさんが、この電子黒板を出しているのか分かりますか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 今回調達するに当たって、いろいろ調べたところ、特に県内とか、国内で実績のある大きなメーカーが約3社、県内の実際隣の市とかが入れているものを見ると、メーカーとしては3社ございました。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 では、この3社ある中で、入札するときに全部メーカーは統一になっているのですか、指定されているのですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 今回の仕様書においては、必要な機能、規格などを記入して仕様を出しており、特にメーカー指定はしてございません。その結果、今回小学校と中学校、2社のものが、別々のメーカーが入ってくることになります。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。この入札業者さんが辞退とか不参加とかもあるのですけれども、みんな違うメーカーで、金額も恐らくメーカーによっては、交渉の仕方によって、そのばらつきがある

けれども、役所としては、このぐらゐの金額でやってくださいよという感じで、別にメーカーは指定していないという意味合いで、であれば、例えばですけれども、電子黒板の、先ほどおっしゃっていた機能とか、ちょっと素人感覚で申し訳ないですけれども、グレードみたいなのとか、それでこの金額は変わってくるのかなと思うのですけれども、その辺はどんなのですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 今回学校で使うということで、大きさを例えば75インチ以上、65インチとか、85インチとか、いろいろあるのですけれども、教室の配置とか、先生たちの意見で75インチ以上、また子供たちが同時に、先生が電子黒板を使って授業をするだけではなく、実際子供たちが前に出てきて黒板に書いて、それと同時に自分の意見を書くというようなことで、それに対してはマルチタッチという機能、同時に書ける機能とか、こういう教育現場で必要な機能を指定して、複数社がクリアできるような仕様で出しております。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 契約の内容についてもお聞きしてよろしいでしょうか。今回は市内を優先した企業だと思います。また、小学校のI C T等機器購入に係る入札の結果なのですが、これはちょっと教えてもらいたいのは、結構大手の沖縄電子さんとかが不参加とか、辞退された、これについてちょっと教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 入札の状況なのですが、まず文具の店たかはしですが、こちらが会社都合によるということで、調達が、ちょっと会社では厳しいと伺っています。

次です。株式会社沖縄電子の不参加については、こちらについては、入札の条件となる現場説明というのを業者さんに行うのですが、その時点で欠席だったので、現場説明で欠席だった場合は入札に参加できません。それで、不参加という形になっています。

それから、G—N E Tテクノシステムの辞退理由は、業務上多忙で対応できないため。システム日高さんについては仕様を満たす調達ができないためということで、事前に辞退届を提出されております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 同じく中学校のほうを少し御説明できますか。失格の意味は分かるのですよ。辞退や不参加についての理由も教えてください。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、中学校の入札結果なのですが、まず有限会社沖縄教育サイエンスの失格については、こちらについては、今回小学校、中学校、この2件の入札については、取り抜け方式という入札方法で行っておりまして、最初に小学校の入札を行っていますが、そちらの落札者は、続いて行われる中学校の入札自体は失格という扱いになりますので、市内業者、受注機会の拡大とか、それからこの両案件について、同じ業者が半数以上指名されておりますので、機会重複受注を防ぐというような部分もありまして、取り抜け方式を採用して、この案件については失格という扱いになります。

次に、文具の店たかはしも先ほどと同じ会社都合による理由になります。沖縄電子さんも不参加は同じ理由によります。それから、G—NETテクノシステムにつきましても業務上多忙で対応できないため。システム日高につきましては、仕様を満たす調達ができないためということで、入札日前日までには辞退届を提出されています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 入札の仕方について契約検査課長に確認したいのですが、結構辞退とかが多くて、ちょっと残念だなと。多くの業者に関わっていただいて競争してもらいたかったのですが、この入札に関して辞退とか出ますよね。辞退というのは、もう前もって説明会に、まず入札業者を指名して、説明会に来て、その時点で入札前に辞退というのが分かったということで理解していいですか。それとも入札当日に、やはりできませんということで来たのが辞退なのですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 辞退の取扱いにつきましては、まず受付は、基本は前日までに辞退届を出してもらうのですが、辞退届の提出がない場合については、当日入札の場でもって辞退と記入して投函する、そういうやり方もあります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 やり方が、見たことがないものですから、すみません。その点は、また説明をもらいたいと思います。

ということは、今のとおり辞退の方も一応来ると、来て辞退を入れるということですか。それとも来ない場合は何というのですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 事前に提出されている場合は、入札会場に来ていないです。どうしても前日までに間に合わない業者とか、積算上迷われている業者もいらっしゃると思うのですが、当日入札で書面をもって辞退の投函をされる業者はいらっしゃいます。

実際、今回とは別なのですが、例えば辞退が多くて、1社になった場合は不調で、入札自体が成り立たないので、たまにあるのですが、2社だけ残って、当日辞退という業者もいらっしゃいます。投函のときにですね。その場合、入札は成立するので、そういうことも指名業者が少ない場合はありますので、当日までは辞退可能です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 説明ありがとうございました。入札の仕方が、また辞退の仕方が分かりました。ありがとうございました。

特に中学校の、今回の予定価格と株式会社おきぎんエス・ピー・オーさんの入札額が同額というのは、なかなか珍しいのではないかなと思ってはいます。この予定価格はどのように立てられたのですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 こちら予定価格につきましては、この電子黒板の取扱い、業者さん、市内、県内の業者さん、合わせて4社から見積りを取って予定価格を立てております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今、4社の平均という形ですか、それぞれこの金額の出し方は、どのように予定価格を作ったのですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 予定価格、ほかの案件でも様々な手法があるかと思います。今回業者さんに取ったところ、やはり今は半導体不足で、ちょっと先のことが見えないという慎重な業者さんもいらっしゃる、うちはある程度、これまでのメーカーとの実績で、しっかりした値段を出せますよという業者さんもいて、結構内容にばらつきがあったところです。その中で、今回一番最低の金額のところで予定価格を立てたところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、まず4社から見積りというのでしょうか、概算の積算をもらって、その一番安いものを今回予定価格として載せたら、こういう結果になりましたということで、理解していいですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この株式会社おきぎんエス・ピー・オーも予定価格を取るときには入っていましたか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 株式会社おきぎんエス・ピー・オーさんも入っていました。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 それ以外に個々の入札業者の名前の中に予定価格を参考積算という形で出した企業はありますか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 3社ございます。市内ですが、株式会社おきぎんエス・ピー・オーさん、株式会社プロスタッフさん、株式会社o k i c o mさん、こういった市内の業者さん3社が入っていただいております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回は予定価格をつくるときには、今後のことも鑑みて一番安い、安いではない、一番低い見積価格を予定価格として、普通は上がる可能性もありますよね。これは入札して、結局納入時に上がりますよと来た場合、先ほど半導体のお話をされていたので、今本当に手に入りにくくて、全ての業者が減産しているというのもよく聞きますけれども、これは途中で金額が上がるということは、もうないということで、理解していいですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 あくまでも予定価格は我々の参考とするものです。それをもって入札にかけていますので、こちら入札の原則としましては、札入れした価格で提供していただくということが前提になりますので、今回の契約金額をもって実際納入していただくことになります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 そのほうがいいので、後で半導体等が、価格の値上がりがあったり、また逆に言えば部品関係の金額が上がったり、下がったり、上がりはしても下がりはないと思うので、そのときに、このICT機器関係の購入に関しては、後で追加の金額の上乗せというのは、もうないというふうに理解していいということによろしいですか。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 今回入札にかける際にも業者への説明会で、こちら辺も伝えた上での入札の仕様の確認と、札入れをお願いしますということを伝えておりますので、ないと考えております。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の予定価格の設定の仕方なのですが、市内、そして市外の業者から見積りを取って、最低の見積りのところで値段を設定したという答弁だったのですけれども、そういうやり方というのは、何かあまり聞いたことがなくて、それで根拠としているのは何でしょうか。それをやっていいという根拠は。

○山城康弘 委員長 GIGAスクール担当主幹。

○はごろも学習センターGIGAスクール担当主幹 お答えします。ほかの案件でも予定価格は、いろいろ調査した上で市場価格や実際の実勢価格などを調査した上でやられるかと思います。我々今回いろいろな業者さんと調整した上で、やはり業者さんによっては、大分安全に今回見たい。この値段に確実になるわけではないけれども、将来のことを考えると、我々の会社としては安全な金額でちょっとお出ししたいとか、そういうのも聞いていたところがございます。

また、我々、今回の予算に関しまして、実は、この予算要求の際も、見積りも取っているのですが、この時点で、去年の11月ぐらいに見積りも取っております。そこと比較しても、今回業者さんのほうが、一部の業者さんですけれども、安全に金額を上乗せしていたりするところがあったので、我々としては、今回予定価格を立てる際の金額、いろいろ比較した上で、この一番低い業者さんが出した金額においても、これは十分入札としては執行できるだろうという判断で予定価格を出しました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最低の価格の見積りを出したところが、予定価格になるということは、その最低の見積りを出したところが、イコール入札するというふうな、そういうイメージがされて、例えばいろいろな財務規則とか、そういったものの中に、その予定価格の在り方というのは、市のほうで、今おっしゃったようなことが、しっかり文書で定められているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 予定価格については、財務規則上、2社以上から徴して、実勢価格といいまして、直近で、どのような価格で売られているか。実勢価格等を調査した上で適正に設定することで、実際、平均価格、最高額、最低額という、そういう記載はないです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 適正という言葉が出ていますので、その最低価格を選ぶというところが、もちろん安ければ安いほうがいいというのは、入札の重要な競争主義の原理ですけれども、予定価格を設定する際に最低価格を選ぶというのは、何か昔あった最低入札制度をちょっと思い出して、何かまたそんなところに戻ってしまうのかなと、ちょっと心配しているのですけれども、あのときの最低入札価格で、安ければ安いほどという、最低限というラインがない時代が昔建設関係でもあって、その時代を思い出してしまって、それでこの予定価格でいいのかなと、ちょっと疑問を持っています、それで辞退も多いのではないかと思います。

公正な、公平な入札をするためには、やはり中間という層が、やはり僕は大事ではないかなと。先ほど伊波一男委員からも指摘があったと思うのですけれども、今回の財源の割合といいますか、国、県、市、県はないかもしれませんが、それは財源的にはどういうふうになっていますでしょうか。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 こちらの I C T 機器購入に係る、両方とも今回一括交付金を財源として活用しようと思っています。80%が財源の割合です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 一括交付金で国からの財源。これは会計検査の対象の事業になるかと思うのですが、そうですか。

○山城康弘 委員長 はごろも学習センター所長。

○はごろも学習センター所長 そのとおりです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 契約検査課がちゃんとチェックしていらっしゃると思うのですけれども、ちょっと心配なのは、国の会計検査も入る大事な契約でもあるので、そういった疑義が入らないようにやっていただきたいというようなことも懸念しているところではあるのです。やはり最低のところを予定価格にしてしまうと、予定価格は公表ですよ。

(「公表ではないです」という者あり)

○呉屋等 委員 公表ではない。

(「はい。工事なんかは最低制限価格を設定……」という者あり)

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 すみません。工事とか、請負業務については、品質を確保するための最低限のラインということで、最低制限価格を設定しておりますけれども、それについては事前に予定価格を公表していますけれども、この物品の購入等については、予定価格は事前には公表されていません。契約締結後でしたら公表しています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 失礼しました。前も同じことを聞いて大変失礼いたしました。そうであれば、予定価格が分からないということは、業者さんとしても一番の金額で勝負してくるなということが分かったので、ある程度公平性は担保されているかなと思います。

予定価格の在り方についても、もう少し要は競争する中で、最低の価格の見積りを取ってしまうと、絞られてしまうかなという懸念があるので、そういう意味では、またもう一つは、物品の場合はあれですか、契約保証金というのはあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 契約保証金につきましては、契約をしながら締結を経た後にしていくのですけれども、その段階で同規模、過去2年間に、基本は、原則としては、100分の10は支払っていただく形にはなるのですが、財務規則上、ただ実績があったり、あと銀行の保証とか、そういったものがある場合についてはそれを納めていただく形になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちなみに今回落札した2社に関しては、そういった、今までの実績というのはどうなのでしょう。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今、確認している段階では、小学校の落札業者であります沖縄教育サイエンスさんについては、銀行の保証をしていただいています。中学校については、おきぎんエス・ピー・オー、こちらについては、ここ2年間で他市町村での実績がありましたので、こちらは免除になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 2社とも契約保証金は、財務規則にのっとって預からないということなのですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 おきぎんエス・ピー・オーについては免除になっていて、沖縄教育サイエンスのほうは、銀行の保証書をこちらに提出していただく形になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あとは、これだけの額ですので、台数も多いので、その業者への支払いというのは全台数が納品した後に一括で支払うのか、それとも最初に前払いをしてから支払うのかというのは、その支払い方法はどのようになりますか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 前払い金については、今回物品の購入に係る契約になりますので、設定はされて……

(何事かいう者あり)

○契約検査課長 前払いは、今回は対象外になります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、全台数納品後に全額支払いということで、間違いはないですか。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 納品後に製品を確認して検収、検査調書等を発行するかと思うのですが、それができ次第、支払いを業者さんにする形になります。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。もう少し契約検査課のほうで、ちょっと確認、教えてください。今回の物品売買契約書案がありますよね。その中に物品名が小学校 I C T機器購入となっています。その場合、この中にあれですか、逆に詳細は別紙のとおりとか、あんな感じですか、分からないものですから。ここで1億という内容が、どこで見たらいいのとなると、先ほどはごろも学習センターから詳しくお聞かせいただきました資料が相当あるのだけれども、そういうのが添付されるのかなとは思っているのですが、その点だけ教えてください。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 こちらにつきましては、契約条項のほうに仕様書のとおりとありますが、こちらの仕様書の段階で、どういった機能、そういったのは、細かい詳細については仕様書でうたわれているところです。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 すみません。ちょっと分からないので、また教えてほしいのですけれども、これは納品というのですか、この台数ですと、どれぐらいの期間がかかりますか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 今回入札するに当たって、実際いろいろな業者さんからヒアリングして、我々としては、夏休み期間中に各学校に入れてくれと、今回の127台、150台当たりなのですけれども、それも業者さんに大丈夫かという確認をした上で、やはり学校が、授業がないときに、早く入れ替えないと支障を来しますので、仕様書にも夏休み期間中に入れ替えることとしております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、電子黒板と書画カメラというのは、ちょっと見ていないから分からないのですけれども、カメラはという、大きさとかも大きいのですか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 書画カメラというものは、一般的なものですね。上から写して、昔でいうOHPってあったかと思います。あれは透明なフィルムを写すのですけれども、それとは違って上から写すのですけれども、こういう立体物とか、紙とか、何でも写せる。これを電子黒板につないで大きく見せるような用途でございます。こちらについて、今回は、これの少しコンパクト版が出ていますので、これも一緒に導入した上で、例えば子供たちが書いたノートとかを先生が写して、電子黒板でみんなで共有したりとか、先生が図鑑とか見せたりとかという用途で使うものです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 御説明ありがとうございました。ちょっと分からなかったもので、では夏休み中には全部の電子黒板や機器を設置してもらって、夏休み明けからは生徒たちが使える状況ということで、理解してよろしいということですね。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 その予定で進めます。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。この資料の中で、先ほど言いましたが、この電子黒板、そして書画カメラ151台ということで、追加整備ということで、小学校で行いました。中学校のほうに電子黒板が今回124台、書画カメラが32台ということで、今回入替えをするという中学校の台数なのですけれども、書画カメラが、今どういふふうに使われるというのは伺いましたが、32台という数字は少ない数字であります、それはどういふ対応の仕方をしていくのでしょうか。

○山城康弘 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○はごろも学習センターG I G Aスクール担当主幹 補足いたします。中学校の機器の入替えにつきましては電子黒板で、書画カメラにつきましては、まだ使えるものが大多数でしたので、これはそのまま残す予定です。中学校は、小学校とは違って書画カメラの活用が少し低くなっているという実情がございます。先生たちに聞かしても、小学校ほど活用しない、またほかのやり方でやっているということで、もし追加するにしても、それほど多くは必要ないとも聞いていますので、今回中学校については4校、トータル32台、各学校6台から10台ぐらい割り当てで使ってもらおうと。既存のものも活用しながら、その予定でございます。

○屋良千枝美 委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第40号、議案第41号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時42分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時55分)

【議題】

議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。今回の提案理由が、新型コロナウイルス感染症影響による収入が減少した被保険者に係る令和4年度分の国民健康保険税の減免をするためと、減免ですね。そのため条例の一部改正が必要だということで、これは添付資料も出ております。

この中で、今回宜野湾市はどの程度の方々が減免の対象になるという予定をしているのか。それともやってみないと分からないのか、その点試算みたいなものはありますか。持っているのであれば、お願いします。これを見ると、いろいろな所得金額に応じた現年の割合、300万円以下であれば、もう10分の10、減免とありますけれども、いろいろなまた減免のやり方があって、ちょっとどういった形で減免になるのか、その点もお願いします。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 伊波委員の御質疑にお答えします。すみません。見込みのほうは立てていないのですけれども、令和元年度の実績が、申請件数が170件、承認件数が157件、非該当が13件となっております。コロナ減免というのは、昨年度の収入に対して今年の収入が30%減になっている方が対象になりますので、この170件よりか下になるのではないかとということを見込んでおります。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 昨年度の、令和2年度の実績の説明を受けました。

○国民健康保険課保険税係長 令和3年度です。

○伊波一男 委員 失礼しました。令和3年度の実績をお聞きしましたが、令和4年度も同じぐらいではないかと思っていることで理解していいですか。それともまだ厳しい状況が続くので、原油高騰とか、いろいろな面で、まだ増える可能性があるのですけれども、これは申請主義だというふうに理解をしているのですけれども、申請の仕方については、どのようにしていますか。まず、申請の受付方について、減免の申請の受付についてはどのようにするかを、まず御説明をもらっていいですか、先に。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 申請に関しましては、今年度は7月25日から申請受付開始しようかと今予定を立てております。それで、申請に関しましては、申請用紙というものがありますので、それを記入していただきまして、また収入額は見込みで申請は受けますので、その見込みに根拠となる資料、営業の方でしたら帳簿なりを提出していただきまして、それで書類添付も含めて、そろった時点で申請受付という形になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。これに添付資料を見てみますと、減免したものに関しては、特別調整交付金で財政支援を行うということあるので、昨年度の減免した金額はどのようになっていますか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 令和3年度の減免総額、合計なのですけれども、それは2,224万9,300円となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、実績としては157件分ということで、理解をしたいと思います。ありがとうございます。

これは調整交付金は、入ってくるのはどのぐらい、今年入ってくるのですか。それとも昨年入ったということですか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 これは令和3年度分でよろしいでしょうか。

○伊波一男 委員 はい。

○国民健康保険課保険税係長 2月に申請しまして、3月に入ってくる予定となっております。

○伊波一男 委員 令和3年度分は、もう入っている。

○国民健康保険課保険税係長 令和3年度分はいただいています。もう入っています。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。令和3年度分の減免した分に関しては、2月に申請をし、国に。減免しましたということで、3月末にはもう入っていますよという説明だったというふうに理解したいと思います。減免して、逆に納付が遅れるよりは、こういうふうに減免して応援していただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の質疑で大分分かったのですが、確認なのですが、前年の所得の合計額で1,000万円以下の方が減免の対象になると。やはり広報の仕方というか、実感としては、そういう高額所得の方まで減免するというのは、恐らく当事者としては、あまり気が付かない場合もあるかもしれない。広報の仕方として、案内ですね、市報だけではなくて、ほかにもどういうふうに案内されますか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 広報の仕方なのですが、市報7月号に今掲載予定で原稿を上げております。それと、コロナ減免のお知らせというチラシを今作成してまして、それを当初納税通知書、7月11日に発送予定となっておりますけれども、そちらのほうに同封して周知する予定でございます。

それとあと、ホームページなのですが、この条例が承認いただけましたら、この後規則改正というものを行いまして、規則改正が済み次第、ホームページのほうには載せていきたいと予定しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 市報、ホームページ、そしてチラシを作成して、請求の中に、封書に入れて郵送するというところでよろしいですね。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 そうです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あと、すみません。これはいつまでが申請期間でしょうか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 申請期間につきましては、令和4年7月25日から令和5年3月31日まで予定しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 年度内に申請ができるということは、例えば極端な話、3月に申請をしました。これは遡って減免になるのか。それは払い込んでいた場合は、どうなるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 これは遡って年間の保険税に対しての減免となりますので、払い済みの方たちに関しては還付をさせていただいております。

○呉屋等 委員 ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。先ほどの説明で、やり方はちょっと分かったのですが、この資料で拝見すると、窓口に来ないでも郵送やオンラインでの申請はできると書かれているのですが、郵送とオンラインはどのぐらいの割合、件数があるか。今もし分かるのだったら、教えてもらえませんか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 伊佐委員の質疑なのですが、申請の受付は窓口及び郵送のみとなっております。オンラインの受付はしておりません。ホームページからというのは、申請書をダウンロードができるということでありまして、それをダウンロードしていただいて、郵送なり、窓口なりに提出していただくという流れになります。件数的には、数字を出したわけではないのですが、郵送は、そんなに多くはありません。令和3年度の感触からしまして、10件あるかないかだったかと思います。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。オンラインで申請はできない、申請用紙をオンラインで印刷することはできるけれども、実際の申請は郵送か、窓口ということで理解しました。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 もう少し教えてください。今回事務連絡というのが来ていますよね。事務連絡は令和4年3月14日にあって、昨年度も同じようなコロナの事務連絡があったということで理解して、それを採用して、そのときと、この事務連絡の違いはありますか。内容は一緒ですか。昨年度は減免したと言いましたよね。これは今年の4月からなっているので、これも今から受け付けして減免するわけですが、これは前回との違いはあるのですか。その点、ここがさらに加わって多くの方々が減免の対象に加わりましたよというのはあるのですか。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 昨年の通知及び今年の通知の内容なのですが、違いは納付期限、この減免対象の納付期限のみですので、この所得の30%減とか、そういったものに関しては変更、違いはないです。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第38号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時08分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時09分)

【議題】

陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○山城康弘 委員長 では、本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 今、陳情書の読み上げをしていただきましたけれども、この記の部分についての御説明、今の状況、特に記の1、2、3つてあります。分かりやすくお願いします。1番は継続ですよとか、2番はこうですよ。今の状況ではこうなっていますよと。分かりやすく御説明、3番も一緒にお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 陳情事項につきまして簡単に説明させていただきます。

まず、1番の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保料への減免対策で、2020年度、2021年度と同様全額国費の財政支援を継続していただくことということで、陳情が上がっておりますけれども、これにつきましては、先ほどの資料の、国からの通知の資料にもございましたように3月14日時点では、国費で今のところ、宜野湾市としましては、10分の4の補助率となっているところです。

2番です。こども医療費助成の実施に伴う国庫負担金の減額措置を開始することというところなのですが、こども医療費助成のほうが、今年度の4月から中学校卒業までに拡充されまして、昨年度までは、未就学児は現物給付だったのですが、今年度からは小学校、中学校も全て現物給付になるものですから、制度としては、国保の制度の中で未就学児の中での現物給付に対する減額措置というのは廃止されているのですが、ただ小学校以上の年齢につきましては、減額措置が続いている状況になっております。

3番、国保の子供の均等割保険料を18歳まで全て廃止することについてなのですが、国保の均等割という制度につきましては、今年度の4月から半額、5割まで、未就学児の子供については、5割まで軽減されることが決定されているのです。未就学児、5割まで減免ということが決まっております。以上が現状になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 1 番に関しては、全額国費の財政支援をしてもらっているということで、理解していいですか。再度確認します。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 昨年度までは10割補助というものがあったのですけれども、今年度は10分の4の補助率というふうになっていまして、ただ昨年度も年度の初めの頃は、今年度と同じく10分の4の補助ということで示されていたのですけれども、全国知事会ですとか、九州都市国保ですとか、陳情、要請がありまして、その声が反映されて、昨年度の11月頃に1割補助まで拡充するというので、国が方針を変更しておりますので、今年度もまた引き続き要請をしておりますので、もう少し状況を見ていきたいと思っています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。また、2番目のこども医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置、ペナルティーのことだと思うのですが、これはあるのですか。県が補助して市が半分持っているものに対しても、また国はペナルティーを課しているということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国保の制度の中で、地方が独自に行う単独事業をやった場合に、この減額措置というものが、補助金に対する減額措置がされることが制度としてあるのですけれども、今回宜野湾市が、沖縄県全体として拡充した小学校から中学校までにつきましては、減額措置のほうがありますので、実際に減額される見込みとなっております。

ただ、その減額分の2分の1につきましては、県が財政的な支援を行うということですので、減額措置の分の、その半分以上を市が負担するということになっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 再度確認します。ペナルティーが大変重要で、前から国がペナルティーを課していて、なかなか市町村がやろうとしたら、ペナルティーで年間何千万の交付金が受けられなくなりますということで、いつも担当部局のほうから説明を受けていましたけれども、再度確認しますが、今、宜野湾市自体は、今年から始まっている、中学校卒業までの子供たちの医療費無料化に対して県が2分の1、市が2分の1ということで、沖縄県もほぼ全ての市町村、さらには高校までやっているところもありますけれども、それに関して、ペナルティーは今つきますということで理解していいのですか。県につくのですか、それとも市につくのですか。県につくかどうか、ついでに御説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ペナルティー自体の、減額措置自体は、国保の補助金を減額されますので、市町村に対してされるものではございますけれども、それに対して県が別の補助金で補填するような形で、市の負担も2分の1ということになっています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の説明だと、ペナルティーはつくのだけれども、県のほうが、またそのペナルティーに関して、しっかり財政支援をしますということの説明で理解していいのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 はい。そうです。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 今の御質疑で、補足だけさせていただいていいですか、すみません。

平成30年度から国保は広域化ということになりまして、県も保険者として新国保を運営しているところなのですが、今、御質疑のあったペナルティーという部分なのですが、平成29年度までは各市町村が独自に国に申請して医療費の何割という形でもらっていたのですが、平成30年度からは県がまとめて、今まで市町村単位でもらっていたものを県がまとめて国から負担金という形でもらうことになりました。

今言ったペナルティーに関しては、結局医療費助成を実施している場合、結局県が国からもらう負担金が減らされてしまうので、減った分を市町村に納付金という形で納めてくださいということで、実際ペナルティーを直接受けているわけではなくて、県が受けてしまったペナルティー分を市町村が負担してくださいという形に今はなっております。

では、どういうふうにペナルティーを払うかというのは、今、市町村が近年納めている事業費納付金というのがありまして、その納付金に上積みされて納めることになります。では、大体どのくらいペナルティーを今見込んでいるかというところでは、今、令和2年度の医療費実績を基に試算したら大体700万円程度、宜野湾市の実績なのですが、700万円余り一応見込んでおりまして、実際これが令和4年度、どれくらいになるかというのは、まだちょっと分からないのですが、大体700万円、ペナルティーがあったとしたら、半分は県が財政支援で見てください。残り350万円は市が納付金で負担しないといけないということになります。ちょっと分かりづらいと思うのですが、大まかな概要は以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の説明で意味が分かりました。ありがとうございます。そういう県のほうが、今は窓口ですよということがはっきりしていて、そういう意味で理解をしておきます。

逆に言えば、ペナルティーはないのではなくて、一旦は県に納めていると、負担金という形で、2分の1は。そういう形になっているので、通常で言えばペナルティーになるのだらうなど。言葉としては、ペナルティーと捉えることもできるのだなと今思いましたので、その点は確認させていただきました。

あと、3番目の国保の子供均等割がありましたけれども、未就学児は半額と、今やっていると、今年から始まりましたというのはあるのですが、それ以外は通常の減免は何もないということで理解していいのですか、均等割に関して。

○山城康弘 委員長 保険税係長。

○国民健康保険課保険税係長 今年度より未就学児の均等割は5割軽減されるということが始まっておりまして、それ以外の軽減に関しては、これまでも行っておりました、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がございますので、そちらのほうで所得に応じてになりますけれども、軽減はしております。

(「それにプラス均等割」という者あり)

○国民健康保険課保険税係長 そうです。すみません。この子供未就学というのは、この7割、5割、2割を軽減した後に、また軽減後の額に対して、また5割になりますので、最高8.5割の軽減という形になります。

(何事かという者あり)

○国民健康保険課保険税係長 はい。7割軽減をした後に3割が残りますよね。その3割をまた5割、1.5減するという形の軽減になります、未就学児の保険者に関しましては。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。子供の均等割の保険料を廃止すべきだという陳情だものですか、今の現状をお聞かせいただきました。先ほどありましたように7割減の方は、未就学の子がいれば、未就学の子に関しては、さらに15%程度。

(何事かいう者あり)

○伊波一男 委員 残り3割の配分で、通常よりはとありましたけれども、基本的には、この陳情書の趣旨は、18歳までは全て廃止してもらいたいという陳情を出してくれというのが来ているものですから、確認だけさせてもらいました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回の陳情の3番目のところですが、今でも減免をしていますという説明があったのですが、それがあつた中で、18歳まで全て廃止にしたときに国保への影響額というのは、急な質疑で恐縮ですが、大体でいいので、この陳情のとおり18歳まで全て廃止した場合、国保への影響額というのはどれぐらいになるのですか。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○国民健康保険課庶務係長 軽減に関しての、ではどういった市への影響が出てくるかというところなのですけれども、今現時点の、先ほど説明のありました7割、5割、3割の軽減を今実際やっているところ、今現時点で、こういった制度として軽減をかけているのですけれども、若干軽減があつた分、市町村の保険税が丸々なくなるのかといったら、そういうわけではなくて、これも国、すみません。ちょっと割合は、すぐにはあれなのですけれども、軽減した分に関しては、基盤安定という繰入金のほうで補填はされる仕組みになっております。今回の新しい未就学均等割に関しても、これは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、これは一般会計のほうからなのですけれども、これで補填されることになるので、軽減イコール直接税の入りが減るかといったら、そうではなくて、ちゃんとその辺はカバーされている制度にはなっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今やっている制度でも、国・県が補填しているというのは、今の説明でわかったのですけれども、要は、この陳情を例えば採択して意見書を出すときには、18歳全て廃止することという意見書もしやつた場合、宜野湾市の国保に対しての負担が、影響が出るのか。これをやつたら、国保税が幾らか減りますよというのを聞きたいのですよ。今あるのでは追加になる計算だつたらなかなか算出、今はすぐできないのかもしれないので、後で結構ですので、もし算出できるならば資料いただけますか。

○山城康弘 委員長 次長、大ざっぱにでもいいですから、それが廃止された場合に、こういった影響が出る可能性がありますよということの説明をお願いしますか。健康推進部次長。

○健康推進部次長 基本的に国、県からの補填はありますけれども、市の一般会計から負担しないといけなということはあるので、影響は何かしらあるだろうというふうには思います。当然特会に、宜野湾市の一般会計が、もちろん補填するという形になります。

○山城康弘 委員長 これはルール分ですよね。

○健康推進部次長 はい。あと、18歳までの被保険者の数は分かると思いますが、どのぐらいの所得の世帯なのかというのは、突合するとかというのが、すぐにできるかどうかは、その辺はちょっと確認をさせていただいて、資料のほうは提供させていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと急な話ですので、確かに言っていることは、いいことであるのだけれども、国保税を上げたばかりで、国保税、何とか頑張っている中で、また税が減ってしまうとどうなのかなと。その辺のバランスもちょっと知りたいので、後で資料をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 ちなみになのですが、税って所得割と世帯割と一人一人の均等割とかあるのですが、各保険者によってばらばらなのです。所得割、例えば10%、世帯割が1万円、均等割が5,000円とか、それぞればらばらなものですから、影響額も多分各保険者によって額とか全然違ってくるというのはあります。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第88号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時32分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時35分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○山城康弘 委員長 では、本件に対する質疑を許します。栄田委員。

○栄田直樹 委員 お願いします。陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情についてであります。まず他市の状況と、この宜野湾市の今の現状、どのようになっているか、お伺いしていいですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。まず、他市の状況ということで、御報告いたします。

中頭地区の教育長会議というのがございまして、令和3年度に学校施設利用料金に関する調査が行われております。その中では、市では3市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、町のほうが北谷町、嘉手納町、西原町、村のほうが中城村、北中城村、読谷村、恩納村が構成の中でありまして、令和3年度徴収しているのは、沖縄市、北谷町、西原町の1市2町でございます。

あと、宜野湾市の状況といたしましては、今現時点では学校施設における使用料の徴収は、駐車料金に関する徴収は、今現時点では行われておりません。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。1市2町ですか、徴収しているのが。宜野湾市においては徴収していないということですが、この文書の中で、今年度1月、宜野湾市内の校長から教職員へ駐車場使用料金の徴収が始まる旨が伝えられたという情報がありということがあるのですが、この中身について御説明できますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。内容に関しましては、この使用料徴収の動きについて、どのような状況で今進んでいるかということでお答えいたします。

こちらのほうは令和3年12月6日、宜野湾市行財政改革本部長、市長であります。市長のほうから各部署長に対する通知がございます。その中においては、使用料、手数料の見直しに関する基本方針の改定についてという通知が示されております。

その中で、項目のほうは4点ございまして、そのうちの3項目の中で、学校施設における行政財産使用料、これは教職員を含む他施設と同額の車両3,000円、バイク500円について、教育委員会において徴収に向けた条件、業務整理等を行い、令和4年12月議会に条例改正案を上程し、令和5年4月から徴収実施とするということで、通知がございまして、今回教育委員会といたしましても、この通知に基づきまして、令和4年12月の条例提案、令和5年4月の徴収に向けて、今現時点で進めているところでございます。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしく申し上げます。次長のお話では、令和4年12月議会には上程するという話で、ちょっと僕も今日初めてというか、話は聞いていたのですが、12月とは、ちょっと分からなかったもので、それに向けての、これはやめてほしい、減免してほしいよという今回陳情だと思うのですが、先ほど他市の状況、沖縄市と北谷町と西原町でしたっけ、そこは今徴収されているので、分かる範囲でいいのです

けれども、何か徴収することによって教職員からのクレームではないのですけれども、何か問題はなかったのかどうか、他市の状況だから、そこまでは詳しく分からないと思うのですけれども、大ざっぱでいいのですけれども、何かそういう状況が分かれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。まず、我々のほうも、今回学校施設における使用料の徴収の部分に関しましては、人事異動も含めまして、4月から本格的に調査を行っているところでございます。令和2年10月、沖縄市さんのほうが徴収を始めたということから、先月この状況視察をしてまいりました。

その中で、沖縄市さんの車の使用料徴収金額が5,000円、自動二輪の場合が1,000円ということで、お伺いをしてございます。その時点では、やはり使用料を徴収される側からは、やはりいろいろな今回の陳情に上がっているような内容等、あるいは議会での御指摘とか、そういったのがあったというのは承知してございます。

ただ、宜野湾市のほうも、学校施設以外の施設使用料においては、平成27年4月から徴収してございます。その間、規則で定める中において、学校施設の場合は、このような状況もあるということで、当分の間は徴収しないという規定がございます。なので、学校施設使用料の徴収の部分に関しましては、当分の間ということで、他の公共施設と異なる形で、今、徴収が行われていない。先ほど申し上げました本部会議のところでも、やはりそういった状況も含めまして、12月議会上程、令和5年4月からの徴収に向けて手続を進めなさいというところの通知もございますので、今、他市の状況も勘案しながら、今、手続を確認している最中でございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。いろいろ調べながら、今回調査もしながらやっているということで、この趣旨としては、行財政改革で教職員から駐車料金を取る、徴収するという目的だと思うのですけれども、まずそれによって得られる効果みたいなものも、やはりあると思うのです。例えば金額を見込んで、その予算をどんなふうにはね返すのかは、ちょっとこれは、これから先の話だと思うのですけれども、その辺について、その効果みたいなものはどのような目的があるのか、分かる範囲でいいので、お聞かせください。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。今回この徴収をすることに、どのような効果、目的があるかというところでございますが、まず学校施設における行政財産使用料というところにおいては、本来公共施設が果たす役割がございます。その役割を果たす上で、今回の施設使用料の徴収に関しましては、目的外使用における部分の整理を行いたいというところもございまして、今回この使用料を設定するではなくて、学校施設における目的外使用の状況を正しくしていく部分もございまして、そういったところで、今現時点で目的外使用している部分に関しましても、他施設と同様な形で使用料金を徴収するというところで進めていく予定でございます。

あと、この効果の部分に関しましては、今現時点で、もう少し精査する必要があると思いますが、概算で約2,000万円余を超える収入が見込める状況でございます。それに対しまして、やはり陳情からもあるような

形で、学校のほうに公用車の整備等が必要でございますので、そういった支出も整えながら、令和5年4月から徴収していきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。私、実は沖縄市の方からちょっとお話を伺ったら、これは取るべきでなかったよとかという声も実はちょっと聞いてはいたのですよ。ただ、ちゃんと目的があって、前の話を聞くと、概算で2,000万円近くの徴収料で、何かもちろん対応できるのかなと思うのですけれども、これはちょっとやはり賛否があると思いますので、私のほうも、この陳情を見た上でいろいろ判断したいと思うのですけれども、今、市当局では、これを進めるという考えですね、今のところは。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。今現時点の状況ということで、先ほど申し上げました通知もございますので、教育委員会といたしましても、やはり市長からの、そういった通知で、組織として決まった事項でもございますので、今現時点では、それに向けて、手続を今進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員 分かりました。取りあえず以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回の陳情は、議会に届いておりますが、教育委員会にも同じ陳情は届いておりますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今、議会のほうに陳情で上がっている件に関して教育委員会へ提出があるかということでございますが、文書としての提出はございません。ただやはりこういった形のもの、状況を訴えるような形の面談等はございましたが、文書による、そういった陳情のほうは上がってございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 本来であれば、議会より先に教育委員会へ陳情するのが先かなと思ったのでお聞きしました。学校の先生は県の職員という立場ですね。市の職員であれば労使交渉、組合交渉とかあるのですけれども、今回の場合は、先生の給与を支払うわけではないのですけれども、組合との交渉というのは必要になるものなののでしょうか。沖縄市さんの中では、そういった組合との交渉はあったのかというのは把握しておりますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。組合等から、そういった労使交渉等の手続があったかというところの御確認なのですが、先ほど申し上げたとおり先月、沖縄市さんのほうに状況確認をしてございますが、その中で交渉等をしたということは確認できてございません。確認は、あったかというところで、説明とか、そういったことはお聞きしましたが、そういったところでやったということは確認してございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** これは条例で使用料を決めるという形ですけれども、納得いかない先生は、払わないよとなった場合、どうなるのですか。条例で決まっていますといっても、これは納得いかないし、県職の立場なので、要は納得いかないから払わないという話が出たときはどうするのですか。

○**山城康弘 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。納付をしたくない教職員等、職員等を含めまして、いたらどうするかというところでございますが、おのずとやはり債権という、使用料という形で発生することになりますので、基本はやはり納付していただくという形で説明することになるかと思います。

ただ、宜野湾市教育委員会といたしましても、昨年度も本部会議で決定事項がございましたときに校長会を通じて状況を報告してございます。また、令和4年4月の校長会、5月の教頭会においても、この方向で進んでいますよということの周知には努めているところでございます。

使用料ですので、全て納得いただいて、了解していただければ、大変いいことではあるかと思うのですが、やはり使用料、目的外に關しての使用料というところで設定する場合に關しましては、やはり全部の合意は非常に難しいかと思しますので、我々としても手続を丁寧に進めながら、この使用料設定を、組織として決まった部分でもございますので、丁寧に進めていきたいというふうに考えてございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 使用料を取る、取らないという問題ですけれども、中頭教育事務所の中でというのもあったりすると思うし、もちろん離島僻地の異動もありますけど、本来であれば中頭教育事務所の単位で、そういう話し合いをしたほうが、宜野湾市はこうだよ。先に沖縄市と北谷町、西原町がやっているならば、これは不公平感をなくすためにも中頭教育事務所のほうが、そういった話し合いとか、そういうのは予定していないのですか。要するに条例で決まったから、はい、取りますよりは、どうせ取るなら納得して気持ちよく払ってもらったほうがいいので、やはり公平感を考えたときに、全て中頭教育事務所管内では、金額はもちろん土地の評価額というのは違うので、沖縄市と宜野湾市は違ってもいいと思うのですが、ただ方向性としては、中頭教育事務所も巻き込んだほうがいいのではないかと思うのですが、そういった中頭教育事務所との意見の交換とかはやっていますか。

○**山城康弘 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。まず、学校現場に關しましては、委員おっしゃるような形で教職員、県の職員がいたり、あるいは市の職員がいたり、職種でも教員、あるいは幼稚園教諭等、身分とかが異なる部分もございす。

ただ、今回市立学校に關する、徴収する部分に關しましては、宜野湾市として学校施設に対する使用料をどう設定するかというところでございますので、その部分において他市のほうで先行しているところもございす。先ほど申し上げました12月に決定された事項でありますので、宜野湾市としても学校施設の部分に關して徴収していく。先ほど申し上げたとおり、中頭地区の状況では、このような状況がございまして、また浦添市さんとか、あるいは那覇市さんのほうでも実際徴収しているので、一緒に足並みをそろえてということではなくて、宜野湾市の場合、先ほど申し上げたとおり、平成27年度から公共施設の使用料の徴収もしてございますので、そこら辺の均衡等も考えながら、令和5年4月に徴収を始めていくというところが決定されてございますので、今現時点では中頭教育事務所と意見交換等をする事は、恐らくないかと思いま

す。ただ、その部分におきまして、使用の実態がどうなっているかというところの確認を当然していくことは必要かと思うのですが、それが逆に整わなかった場合に、では使用料の徴収、宜野湾市としては組織の徹底をさせていただきますので、その部分をやらないかというところ、そこはそういうふうにはならないので、あくまでも状況の確認等は進めつつ、この取組は進めていくものというふうに理解してございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 1つ認識していただきたいのは、施設の使用料で、体育館の使用料は当然利用者が負担する。でも、お金を払いたくない人は体育館を使わなければいいのですよ。でも、学校の先生は、そうはいかないですから、そこであまり高くしてほしくないのです。そういう意味では、やはり中頭教育事務所というのものもあるのだから、やはり先生なんか縦の社会がうまく活用してもらいたい。

もう一つ、徴収した料金の使途について納得できる説明というのがあるのですけれども、これも何に使用しますという話は、校長会や教頭会では、まだしていないのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。納められた使用料の、徴収の充当先というところの確認かとは思いますが、今現時点では、他の公共施設の使用料も充当先は確保されていないかと思えます。ただ、こういった形で、先ほど申し上げたとおり、使用料等も当然収入として上がってきますので、今、公用車の配置であったりとか、タクシーチケットの配布等を含めて、今現時点で検討してございます。

ただし、この部分に関しましては、使用料を充当するというところではなくて、学校施設の建て替えであったり、施設整備等であったりとか、多額の財源等を要する部分もございまして、今現時点では、充当というところの考え方ではなくて、今回の使用料徴収に当たっては、公用車の配置、タクシーチケットの整備等、そういったところと一緒に進めながら手続を今、準備を進めているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 この集まったお金、学校単位ごとにある程度、要するに半分は、例えば年間100万円とすれば、半分は指導部次長が言うような形でもいいのですけれども、残りの半分は、学校で自由に使えるようにしてあげないと、例えば子供たちの派遣いつも保護者がお金を集めるのに苦労していますし、そういう意味で、要は先生たちが納得して、気持ちよく払ってもらうためには、あまり行政の考えを押しつけると、やはりそこは違うのではないですか。

やはり施設の管理は、宜野湾市がやるのが当たり前だと言われたら、それはどうなのか。せめて半分ぐらいは現場の先生なんかとか、それから保護者の声も聞いて、こういうものに使いましようかとなると、気持ちよく先生方も払っていただける。要は、どうやったらお互い納得して、歩み寄って、気持ちよくといったら変だけれども、そのお金を子供たちのために使ってほしいと思う。その辺をもう少し考えて、ほかの施設とは違うと思えますよ。体育館の使用料と学校の使用料は違うというふうに考えたほうが、だからそういうことをしなければ陳情があがってくると思うのです。先生たちが納得いくような形の、やはり先生というか、子供が一番だと思うので、そのお金を子供たちのためにどう反映できるかというところを、いろいろ膝を詰めた話をすれば、こういうことにはならなかったと思えますので、これは時間が少しあるので、もう少しその辺のところも考えてもらいたいと思います。答弁はいいです。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 まず、陳情の趣旨の1番目に、教育現場のほうで教職員の自家用車使用の公益性を認め、駐車料金を免除してもらいたい。使用した場合には料金設定を行うことって意味かなと思ったのです。最初どういう意味かなと読み返していたら、先生が自分の自家用車をもって生徒の自宅を訪問したりしたときに1時間当たり1,000円とか、2,000円とか設定しなさいという意味なのかなと思っているのですけれども、それはどのように捉えていますか、この(1)の部分は。どういうふうに捉えていいのかな。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。陳情書の趣旨の中の(1)の中で、教職員の自家用車使用の公益性を認め、駐車料金の免除、料金設定を行うことという趣旨の理解は、どのようなことで考えるかということであるかと思いますが、その中で我々のほうとしては、教育委員会といたしましても、公務に関する使用というところで、宜野湾市立小中学校県費負担金教職員の自家用車の公務使用に関する基準というのを平成17年に定め、その後平成22年に改正してございます。

その中で、こういった自家用車の公務使用に関しましては、そこを今認めている状況でございます。その中で、やはり保険であったり、そういったときの対応も含めまして、公務使用しているというところを認めて、今現時点で駐車等をしている状況ではございます。

(何事かいう者あり)

○指導部次長 趣旨としては、そういった状況があるから、やはり減免をしてほしい、あるいは免除してほしいというところの趣旨での陳情かと思います。先ほど申し上げましたとおり、本来学校施設に関しましては、本来果たすべき目的があるというところで、その車両を公用車使用として認めてほしいというところで、認めている部分もございますが、その中で、やはり目的外使用の部分に該当する部分もございまして、そういったところで、他市町村においても、そのような形で使用料を徴収しているところでございまして、そういったところの法的な位置づけもクリアするために今回令和5年4月から徴収を始めていきたいというところで、手続も今しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 言っている意味は分かるのですけれども、先生方が言っている意味も分かるのです。教職員が自分の自家用車を出して自分のクラスの子に会いに行く、そのときに、この保険料も全部、この車のものは役所が出しているの。保険料とか、燃料代とか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 伊波委員の御質疑にお答えします。私も去年まで学校現場にいましたので、状況は分かるのですけれども、例えば中頭教育事務所とか、別の学校の研修とか、そういう目的がしっかりしたものに対しては、旅費が学校割当て予算でつきます。

しかし、毎回の家庭訪問だったりというものについては、旅費はつきません。保険についても任意保険1,000万円以上入っているものに対して公用車の使用を認めるという、結構詳しい条件があって公用車使用を認めています。年度の初めに公用車使用自家用車届というのを学校のほうに提出して、校長が認めたら、その自家用車を公用車として使うことができるという仕組みになっています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 研修に行くときとかは理解するのです。これは逆に行きなさいという学校側の命令というか、本人のスキルアップを目的で、児童生徒へのしっかりした支援になるわけですから、今言う、学校現場の先生方が生徒の家庭訪問をどうしてもしないといけないというときに、公用車として認めていますよというのを、全車両認めているということで理解していいですか。一部だけですか、それとも職員は全部、教職員は自家用車を利用しているということで理解していいですかということをもう一度お願いします。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 伊波委員の御質疑にお答えします。基本的には全員です。先生全員です。4月に公用車届を届けて、許可をもらって、公用車として活用しています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、基本的に公用車として宜野湾市は認めているということですよね。もう一度確認していいですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の御質疑にお答えします。あくまでも通勤というところは当然公用車という位置づけではなくて、あくまでも公用車使用というところは、校務で、学校から研修先であったりとか、各家庭への家庭訪問とか、行って戻ってくる場合の使用に関しては、公用車という位置づけで、何かあった場合は公務災害とか、そういったところに該当させるために公用車としては認めてございますが、その部分で、例えば校務がてら生徒宅を訪問して、そのまま直帰する場合に関しては、そういったところは該当しない部分もございますので、部分的な該当ということで、御理解いただきたいと思います。通常の公用車みたいな形で、全て時間帯を公用車として認めているということではございませんで、校務に使用する際、労災とか、そういったところに適用させるために認めている部分、部分的に認めているというような理解でお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 陳情者側のほうから内容が理解しにくいものだから聞いているのですけれども、この陳情書の趣旨で、自家用車を使用しているので、さっき言った、生徒のところの訪問、もしくは研修にも自家用車でいきますよね。そういうときは、各学校のいろんな授業の勉強しに行くのでしょうか、先生方は。そういうのに行くときは公用車、そして帰ってきたら公用車、これは遅くなって帰ってくるときはどうなるの。5時に会合して、帰ってくるのが8時だった場合は、また学校に帰ってきて、そこからまた家に帰りなさいということで理解していいの。あまり分からないものだから、一旦帰ってこないと駄目ですよみたいな言い方だからあまり分からない。どっちが正解なのか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 県費職員は、出張のものが4時45分までのものに対しては、そのまま直帰ということで、例えば中頭教育事務所、自宅という経路があって、そのまま直帰をしている状況です。しかし、生徒の家庭訪問等に関しては、必ず学校に戻る、直帰は認めないということであります。

続けてよろしいでしょうか。年に数回の公用車使用になると思います。正式なというか、校務分掌によっても違うのですけれども、例えば進路担当の場合ですと、進路説明会とか、いろいろな外部に出る校務があ

りますので、そういう回数が多くなる場合もあるのですけれども、普通一般の教諭の場合は、年に本当に数回の出張があります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 言われている意味は分かりますよ。だから、この陳情の趣旨と答弁しているのが、ちょっとなかなか合わない。これはできませんよという意味なのかなと。結局、教職員の自家用車使用の公益性を認めているのでしょうと。認めているから、駐車料金を免除してもらいたい。宜野湾市だったら3,000円の駐車料金を免除できませんかと。

さらに、料金設定とあるので、多分1時間使用当たり幾らかとかという意味なのかなと思って、この料金設定という意味が、後ろに出てくるものだから、免除しなさいよで終わるのではなくて、次、料金設定が出てきているので、それをどのように捉えたほうがいいのかと、今ぴんとこないものだから、逆に言えば、減免しなさいとか書いていない。料金設定を行うことと書いてあるので、これは自家用車を公益性として自分が使うので、自家用車を持ち出したときは1時間当たり幾らかという設定をしなさいという意味なのかなと自分は思ったのだけれども、皆さんはどのように捉えていますかということ。この料金設定というのがぴんとこない。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回我々のほうは、この陳情者が議会に対しての陳情を出されて、当局として今対応を申し上げているところで、陳情者の、おもんばかって、なかなかちょっと内容、全てを理解しているわけではございませんので、あくまでも教職員の繁忙感、あるいは自家用車を公用車として使用している部分もあるので、宜野湾市の動きに対して、できれば、可能であれば取ってほしくないということなのかなと。仮に取るにしても、この駐車料金の金額においては、同一額ではなくて、その辺を考慮して金額設定をしていただきたいというのが1番の趣旨ではないかなというふうに理解してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度、最後になります。先ほど沖縄市では、学校車両1台準備していますとありましたね。そして、残りはタクシーチケットで利用してもらっていますとありました。公用車を配置したり、そしてまたタクシーチケットを推奨しているのですが、今後本市も、そういうような方向性はあるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。他市町村の事例もございますし、教職員組合から、このような訴えもございます。教員の献身的な業務への貢献等もございます。そういったところからも、他市町村も勘案しながら、宜野湾市としては今、公用車の配置とタクシーチケットの準備等を今予定しているところではございます。

ただ、他市の状況も含めまして、現場の状況、声も聞きながら、公用車は多分1台、各校1台という形になるので、それよりはタクシーチケットがいいという声も上がるかもしれませんので、必ずしも1台とタクシーチケット代ではなくて、業務量と我々の事務の手続もございますので、こういったものを中心に検討していったって、また学校現場の声を聞いて、予算のほうで上程していきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 これはどちらかいいほうをしっかりと現場のほうと調整していきたいという、今説明かなということだと認識をしました。

最後に、先ほど呉屋委員から、やはり納得できる人とできない人は本当にいると思います。納得というのは、普通納得していませんよ、全てにおいて。税金の納金に関しても納得はしていません。それをぜひ理解してくれということで、お願いして、こういうルールですからということで認識しています。国保税、その他の市民税、県民税を納金していただいています。これをまた逆に言えば、納得できるという言葉をちょうだいと言っているのだけれども、全てにおいて先生方の給料も新人と先輩との給与の格差も大きいし、みんな内容的には、新人は初めてのことから、この給料に納得しているかといったらしていないと思います。だから、全然これは納得という言葉は、教職員組合、教職員から出してきたので、納得できる説明というのが、これはできないのではないかなと思ってはいるのですよ。納得できる説明というのはできるのですか。皆さんは、この組合に対してちゃんとできますか。相手が納得しないのでしょうか。だから、それを聞いているわけ。納得できる説明ができるのですかと言っています。もう一度答弁をもらえますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。教職員組合から納得できるような形のところができるかというところの御確認かとは思いますが、全てにおいて、恐らく納得するというのは大変難しいことだと思っております。

ただ、我々としても、先ほどから申し上げているとおり、市全体としての方針を丁寧に御説明して、導入に向けて、条例改正というのは、議会を代表する議員の皆様の議決もいただく形で進めていきますので、その部分においては、手続のほうを丁寧に説明していきながら、条例提案をしていき、令和5年4月に使用料を徴収できるような形で手続は進めていきたいというふうに考えてございます。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 本市の場合、正職員と臨時職員がいっぱいいますよね。私のイメージでは、臨時の方が半分はいるのではないかなと思うのですけれども、小学校と中学校で正職員と臨時の割合というのは大体どのぐらいの割合、例えば正職員が6で臨時が4とか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 普天間中学校の場合でしたら、17%ぐらいが臨時の職員、今かなり厳しくて、臨時の職員が増える傾向にありまして、20%程度だと思います、各学校。20%程度は臨時の職員になっていると思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 なぜそれを聞いたかといいますと、給料が全然違いますので、この駐車料金は、臨時の先生も一律で3,000円は徴収する予定ですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今現時点では、常態的に学校の施設にとめる職員に関しましては、使用料の徴収というのは考えてございます。ただ、勤務時間数等によって2分の1であった

り、減免であったりというのは検討しますが、常態的に学校施設の目的外使用に伴って駐車する職員にしましては、月額3,000円の徴収を考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 臨時の先生って一生懸命で意欲がすごいのですよ。だけれども、これは同じように3,000円取られたら、臨時は希望ですよね。教育委員会が募集して先生は、自分で宜野湾市の教育委員会に臨時の書類を出すのでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導課長。

○指導課長 この臨時の者に関しては、中頭の場合は中頭教育事務所のほうに臨時の申し込みの申請をしまして、中頭教育事務所のほうが割当てなので、本務職員と同じです。本務職員は大体5年をサイクルに回るのですけれども、臨任の方は3年で回ってきます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 だから、臨時の先生も宜野湾へ行ったら3,000円取られるけれども、北中城へ行ったら、ただだったというのは、やはりモチベーションがどうかといったら、やること一緒ですよ。本務職員だろうが、臨時職員だろうが、学級担任を任された以上は、仕事量は一緒で、給料は半分も違う。それでも駐車場は一緒にとめる。そしたら、先生のなり手はなくなるのではないかなと思ひまして。だから、まず臨時の職員まで取る必要があるのかなと思っています。目的外というのはあるけれども、やはり給料、どれぐらいですか、臨時の先生の給料と本職の先生の給料、初任でもいいですけれども、大体どのぐらい違うのですか。

(「分かりません」という者あり)

○呉屋等 委員 やはり開きがあるのでしょうか、身分保障も。ボーナスも全然違うから、そういう年間所得、年収がこんな違う人同士を同じ器で、同じ徴収するというのは、やはり間違っている、これこそ公平性を欠けると思います。年収を考えたら、臨時の先生からは取れないのではないかなと思うのですよ。僕は取るべきではないと思う。

なぜかという、このアンケートを見ていたら、やはり使い方に対して説明してくれという意見と、この金額を取るのかという意見があって、私はこのアンケートは臨時の先生も正職も全部含めて取っていると思うので、せめて臨時の先生から取らないという考え方を持っておかないと。正職の先生の年収と臨時の先生の年収を比較したら、やはり臨時の先生からは取れないのではないかと思いますけれども、どうですか、その考え方は。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。学校施設使用料に関しては、今現時点で徴収してございませんので、比較というのは、ちょっと難しいかなと思うのですが、ただ先ほど申し上げたとおり公共施設の使用料金というのは27年間徴収してございますので、その中で正規職員、例えば学校給食センターであったり、そういったところも正規職員も臨時職員も会計年度任用職員も同様の額で徴収してございますので、今回この適用がなされた場合においても、先ほど申し上げたとおり勤務時間、勤務日数等を勘案して料金設定していく形になりますので、その部分で報酬金額、給与金額が異なる形で、金額を徴収する、しないではなくて、勤務時間数、あるいは勤務日数等を勘案して金額設定をしていくことになるかというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 あまりしゃくし定規に当てはめないほうがいいですよ、学校というのは。やはり少し柔軟な考えを持つほうが大事だなというのと、やはり人を育てる立場の先生に対して、では残業代を払ってくれ、そんなしゃくし定規になったら、超過勤務代払ってくれと言われたら、払わないといけないでしょう。やはりそれというのは、ではそれは県の職員だから県に言ってくれというのですか。そこはもうちょっと柔軟な体制を持つといて、何でもここの主張だけするのではなく向こうの主張もちょっと聞いて、お互い8分ぐらいで落としどころを考えておかないと、どうかなという、もう少し体育館の使用料とは違いますよ。その辺り考えてあげたほうが、また会計年度任用職員のほうもはごろも学習センター、同じように取っているけれども、あれもちょっと考えてもいいかな。年間の所得が違うのだから、同じように取るというのは、何かちょっとどうかなと思うので、答弁は要りませんので、指導課長、現場にいらっしゃったから、取るのが悪いとは言っていないですよ。収入に応じたことも考えてあげたほうがいいのではないかとということです。答弁は要りませんので、以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 いろいろ出ておりますが、もし徴収した場合、やはり条件として、いろいろな要望が書かれておりますが、沖縄市のように公用車を置く。そしてタクシーチケットの推奨を進めているということで、タクシーチケットを準備しないとイケないということになります。料金でいいますと、沖縄市のほうは月々5,000円で、年間6万円の駐車料金のお支払いをしている。それと毎月5,000円払っているにもかかわらず駐車場が指定されておらず、とめられないこともあるというふうに聞いています。

さらに、徴収する場合に駐車場の整備をしてほしいということです。学校現場では、指定されている駐車場というのは、校長、教頭、養護教諭は指定されて名前があります。だけれども、他の職員は、空いているところへとめなさいという形ですが、本市としては、そういう駐車したいという人数の駐車場をしっかりと配備すると考えられてはいるわけですか。

そして、公用車の配置も宜野湾市の場合は、最低13台は設置しないとイケないと思います。そしてこれでは足りないということを、複数の方々は1台の車を使うときに、うまくスムーズに動けない、先生方の動きがづらいというのも、この文書の中には記されておりますが、そういうのをどういうふうに把握しているでしょうか。

それとまた、市として駐車場の整備とか、学校の配置、全てのものを把握するということは考えられているのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。現時点で令和5年4月に向けて準備を進めているところでございますので、精査しているわけではございませんので、ただ沖縄市さんのほうに視察したときに、その状況等を我々も確認してございます。その中で、今回先ほど申し上げたとおり、学校施設においては、本来は児童生徒が学ぶ場でございますので、駐車場整備に関しましては、あくまでも目的外使用で駐車を許している部分がございますので、沖縄市さんにおいても、今回この学校施設の使用料徴収に当たって、施設を整備したのはなかったというふうに確認してございます。

宜野湾市においても、同じような形で公共施設の目的外使用という形でございますので、先ほど申し上げたとおり公用車の購入、もしくはリースであったり、タクシーチケットの予算化であったりとかというのは少し検討してございます。

ただ、教職員の、そういった働き方改革に倣うような形の予算化もできないかどうか、検討はしてございますが、ただ限られた財源の中で、どこまでできるかというのは、今後精査していきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 当局のお気持ちは分かりますが、要するに駐車料金はしっかり取りたいわけですね。そしたらちゃんと駐車場の確保は最低限しないといけないと思います。そういう意味では、本当に先生方の多忙さというのも書かれています。実際私も学校現場に少しおりましたが、やはり緊急時の車両として、子供たちへ家庭訪問したりする場合の車は自分の車で利用しておりましたし、ケース会議とか、そういう会議のときも自分の車で移動していくという形を取っているからこそスムーズに動けるというのがありますね。

教材準備のための、そういう購入のために移動するということも、自分の自家用車でやっておりますので、そういう面では、子供たちの本当に今、この施設使用料を取るとかではなくて、先生方は子供たちを育てていくという立場で常にやっておりますので、そういう形での使用料を取っていくのはどうかなと私も思いますので、そういう面は考慮しながらやっていくべきだと思います。

特に宜野湾市からの先生方ではなくて、校務の先生方は遠方から来られる先生方もいらっしゃいますし、勤務時間も朝早くから帰るのは、中学校なんか9時頃までいらっしゃる方もいますので、それが残った仕事を片づけるので、遅くまでというのはあります。そういう形も配慮しながら、そういう駐車料金のことは、本当に丁寧にやっていくべきではないかなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。教育委員会といたしましても、教育長、あるいは指導部長、あるいは指導課長、こちらにいらっしゃる指導課長には、教職員という立場から宜野湾市の教育委員会にお越しいただいて、教育行政を担っていただいております。その状況の中で、教育現場の部分に関しましては、そういった方々のほうがよく御存じであるかと思います。そういった状況も踏まえまして、これも先ほど申し上げたとおり、平成27年4月から、他の施設では公共料金の徴収、目的外使用の徴収をしてございましたが、今回教育委員会でなぜ取らなかったかという部分に関しましては、今回皆さんが御指摘された部分もあって使用はされていなかったというふうに理解してございます。

ただ、先ほども申し上げたとおり、令和3年度に宜野湾市の行政の組織として、この部分を徴収していくという方向性が決まりましたので、教育委員会といたしましては、この部分に向けて、手続を今進めていく形で対応しているところでございます。ですので、基本的には、やはり丁寧に、おもんばかった言い方をしで大変申し訳ないのですけれども、教育長であったり、指導部長であったり、指導課長であったりというのが、一番苦しい立場でもあるかと思いますが、丁寧に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 すみません。今、次長の説明ではちょっと分からない。もともと本当は取るべきだったのを、いろいろな特別な事情で今まで取っていなかったと。宜野湾市では、組織的には決めていますよと。僕なんかも、恐らくいろいろ知っておかなくてはいけないので、ちょっと教えてほしいのですけれども、目的外使用、本来学校の駐車場というのは、基本的には、先生たちは、バスとか、そういうので通勤して、この敷地にある駐車場というのは、本来先生たちがとめる目的ではないという意味合いで理解してよろしいですか。基本的なところだと思うのですけれども、その辺が分からなかったもので、少しその説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げたとおり、宜野湾市の行政財産使用条例に基づいて駐車場でない、多分恐らく屋良委員も御承知だと思うのですけれども、あるスペースに、いろいろなところに恐らく教員の車両はとめられているかと思います。なので、駐車場という形を整備して、全職員がとめられるような形の形態を取っているわけではございません。あくまでも行政財産が果たすべき目的以外のところで、学校長が裁量として認める範囲のところに駐車しているところでございますので、基本的には、そういった本来果たすべき目的以外のところで、先ほど委員の皆様からも御提言があった、いろいろな子供たちの指導で出たり、あるいは研修等が出たりするところで、使用もしてございますので、目的外の場所にとめていただいて、その部分は先ほど伊佐委員から御指摘のとおり平成27年4月から本来行政財産使用料条例で徴収するところではございますが、規則に基づいて当分の間は徴収しないというところで、今現時点で来ているというふうに御理解いただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。逆に言えば、今まで教職員だけが、宜野湾市で働いている公務員全てが、ほかの方たちは駐車料金とか、そういうのを払っているけれども、学校現場の職員だけが払っていなかったという格好になっていますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾市の中にはいろいろな公共施設がございます。ただ、敷地スペースが小さくて、本来職員ですらとめられない場所もございます。そういったところは、例えば保健相談センターとか、あるいは宜野湾市で働いている職員であっても有料駐車場と契約して借用しているところもございますので、施設、施設の状態によって少し異なりますので、全てにおいて、そういうところではございませんが、規則的には小学校、中学校、幼稚園の敷地においては、当分の間徴収しないというところが、平成26年の手続の際に決まっているところでございます。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第81号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時58分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。(午後3時01分)

(散会時刻 午後3時01分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年6月17日（金）2日目

午前10時00分 開議

午後 0時01分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉 屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（7名）

福祉推進部 福祉担当次長	島袋 喜美恵
児童家庭課 児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志良堂 孝
介護長寿課 認定給付担当主査	我如古 由美

児童家庭課 課長	玉代 勢 桂
健康推進部長 次	伊佐 真
介護長寿課 保険料係長	松田 ゆうな

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐 直樹
-----	-------

○審査順序

陳情第87号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情

陳情第89号 宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情

陳情第83号 宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情

議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 0 号	小学校 I C T 機器購入に係る物品の取得について
議案第 4 1 号	中学校 I C T 機器購入に係る物品の取得について
陳情第 1 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
陳情第 1 0 号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
陳情第 1 1 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
陳情第 1 2 号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
陳情第 1 4 号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
陳情第 1 6 号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
陳情第 2 1 号	貧困と格差をなくし、憲法 2 5 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
陳情第 2 7 号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
陳情第 4 2 号	日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
陳情第 4 3 号	国の責任による「2 0 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
陳情第 4 5 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
陳情第 4 6 号	国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情
陳情第 4 8 号	地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
陳情第 4 9 号	国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
陳情第 5 1 号	コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と 1 8 歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情
陳情第 5 8 号	令和 4 年度福祉施策及び予算の充実について
陳情第 6 2 号	真志喜中学校の不足している部室について
陳情第 6 3 号	宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について
陳情第 6 5 号	宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について
陳情第 7 7 号	5 歳から 1 2 歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

- 陳情第 7 8 号 西普天間住宅地区「印部土手石と歴史の道の景観」の保存・活用に関する陳情
- 陳情第 8 1 号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情
- 陳情第 8 8 号 コロナ特例減免における国費 1 0 割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情

令和4年6月17日（金）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第87号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第87号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

（事務局朗読）

○山城康弘 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。この陳情項目の下のように、この陳情は参考までに担当部局に、市長宛てに同じような陳情が出ていますでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 おはようございます。伊波委員の御質疑、議会宛ての陳情と同様の内容の陳情が市長宛てに出ているかという御質疑ですが、現時点では確認されてございません。ただ、この陳情団体ですね、沖縄県社会保障推進協議会におきましては、例年各市町村へアンケート調査をやっていて、その中で介護保険のアンケートだけではなく、いろいろな福祉分野とか、教育とか、多岐にわたってアンケートをやっておりまして、市のほうでは福祉総務課が窓口になっていまして、この依頼を受けて、各部署にこの回答を回して、集約して回答しております。

その中に、こういったことも入っていたりとか、この介護についてとかというのがあります。今年度も最近、福祉総務課のほうに届いているみたいですので、これから回答依頼が回ってくるのかなと思っております。ちなみに回答した後に、時期的には8月から10月ぐらいまでの間で、毎年この団体の方が10何名かいらして、当局側も各部から出席して、何か意見交換みたいな、そういったことも実施されています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。陳情項目のほうに入りたいと思います。陳情項目が3点ございます。1の現状、どうなっているのか。特に総合事業に移行するとか、いろいろありますから、今後は国が、そういう動きがあるということで、見ているのだろうと思うのですが、今現状はどうなっていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えいたします。陳情項目の1から3、それぞれ介護保険利用料原則2割負担の見直しを行わないよう国に求めてくださいとか、ケアプランとか、あと介護保険料、利用料の負担の軽減を図ることとか、介護保険財政に対する国の割合負担を引き上げるよう国に求めてくださいとかございますが、少しその前にイメージとして、国保と比較しながら、ちょっとお聞きいただければと思うのですけれども、国保の場合は、全国的にもそうですけれども、県内市町村、やはり国保財政が厳しくて、ちょっと赤字団体とか、一般会計から法定外繰入れで補填するとか、そういった財政状況が多いので、国保の場合は、例えば国保都市協議会とか、国保連とかも含めて、あと県とかも含めて、かなり毎年国に国保財政の改善要望したりとかというのがございます。

一方、介護保険につきましては、国保より後にできた制度で、恐らく国保の財政状況とかも参考にしながら、赤字にならないような仕組みといいますか、そういったことで、恐らくできた経緯があるのかなというふうに認識しておりますが、介護保険制度につきましては、そういった赤字とかという運営ではなくて、これまで運営がきちっとできているのかなという認識でございますので、そういった国への要望とかで、例えば各市町村と連携してとかという動きは、やはり国保に比較してあまりないような状況ではございます。

この陳情にあるような制度の見直しについて、国の審議会のほうで、やはり議論はしているようでございます。ただ、確定した話は現在ございません。恐らくですが、介護保険制度は、3年ごとに計画が見直されていくのですが、現在は第8期の計画で、令和3年から令和5年の3年計画になっています。令和6年から第9期計画ということで、想定されるのは、第9期計画を見据えて国のほうから何かしらアクションが出てくる可能性はあるのかなと。というのも皆さん御承知のとおり、かなり高齢化率が上がってきてございますので、あと少子化ということもありまして、介護保険世代についても保険料、我々も皆さん払っていると思いますが、現役世代ですね、40歳から払っていると思いますが、そういった現役世代は少なくなっていく。サービスを受けられる高齢者世代は増えていくということで、今後は介護保険財政も、ちょっとなかなか厳しい状況も見込まれるということもあります。その辺、総合的に見ながら、そういった制度の見直しを考えていく必要があるのかなというふうには思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今、1に関して3年ごとの見直しがあるということで、今御説明があって、もしかしたら、国としては、9期計画の中で令和6年後に、こういうような負担対象拡大とか、ケアプランの有料化とかを入れてくるのではないかという予測の下で、これは今から反対の陳情をしてもらいたいという、説明の中では、そういうことなのだと理解はしています。

あと、介護保険料利用軽減を図ることとか、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の改善を図るよう求めてくださいとあるのですけれども、これは必要なときに必要なサービスを受けられないような形になっているのですか。介護保険料、利用料の減、さらにちょっと分かりにくい。受けたい利用が受けにくくなっているのかな。それでこういうふうなものを入れているのかなと思うのですが、今の現状はどうなのですか。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。必要なときに必要なサービスを受けられるよう、意味としては、恐らく最初の3行目、4行目辺りが、この陳情のテーマになっているかと思

うのですが、ケアマネジャーさんの作成するケアプランが有料化されることによって、なかなかサービスが使いにくくなる、サービスの利用をちょっと控えるという方が出てくるのではないかということが危惧されているかと思います。ですので、そういうところを含めて介護保険料の利用者負担という話が項目の2番目に出てきているのだと思いますので、そういったところを加味して必要な時に必要なサービスが受けづらい環境になるのではないかというところを懸念している、そこは制度改善に当たってくださいという表現になっているのかなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 あと、3番目の介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げるよう国に意見を上げてくださいます。今どのように国の負担割合であるのか、御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 第8期介護保険事業計画をお持ちの方は、129ページに一応あります。事業によって若干割合が変わったりしますが、おおむね介護保険財政の負担割合につきましては、国25%、県が12.5%、市町村が12.5%、おおむね半分ですね、残り半分が65歳以上の第1号被保険者からの保険料約23%、残りが第2号被保険者、40歳から64歳の保険料で27%ということで、おおむねそういった割合で介護保険の費用を賄っているということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 各市町村、市長会とか、そういうところからも介護保険財政に対する国の負担割合を上げるように要望とかも出てはいるのですか、分からないものですから。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほども若干説明の中で触れておりますが、これまでのところは、そういった動きがないということでございます。

○伊波一男 委員 私からの確認は以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑どうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 少し確認させていただきたいのですが、この陳情書の意見と事実との確認をしたいのですが、この文書の上段、5月25日に発表された財政制度等審議会の「歴史の転換点における財政運営」の中で、これが発表されたとありまして、結論から言うと、自治体や事業者の運営を圧迫し、給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれていますということが書かれているのですが、私は、その「歴史の転換点における財政運営」というものをちょっと調べてみたのですが、どういう内容か把握していないものですから、当局のほうでは、この財政制度等審議会から発表された「歴史の転換点における財政運営」というのは承知しているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。陳情書の上段にあります、これは今年の5月25日の財政制度等審議会の内容は、私どものほうでも一応入手はしてございますが、最近入手したものですから、なかなかかみ砕いて中身を精査は、まだできてございませんが、その中で制度創設時からの介護保険費用等の推移ということで、ちょっと読み上げてよろしいでしょうか。

たしか平成12年、制度がスタートだったと思いますので、22年目ぐらいですかね。介護費用は、制度創設時に予測した水準に比べて増加している。制度創設時の推計は、推計時点、これは1995年です。から単価が変わらない前提としているが、その後の名目GDPの推移を勘案したとしても、実績が制度創設時の推計を上回る。さらに、2010年までの推計期間を経過した後も費用は増加し続け、足元では10兆円を上回る水準となっています。

保険料についても当初見込みを上回るペースで上昇しましたと。足元では、制度創設時から約2倍の6,014円、恐らく当初は3,000円ぐらいでしたかね、6,014円となり、6,000円を上回る水準となっていますと。

制度創設時の推計から乖離した要因としては、居宅サービス費用の大きな増加や当初見込みを上回る要介護認定者数の増加等が考えられますと。

一方で、介護保険制度の創設に伴い、社会的入院（介護を理由とする一般病院への長期入院）が解消され、医療保険から介護保険に移った費用相当分について、医療保険の負担がマイナス1.2兆円減少するとされていましたが、制度創設前後の1999年度から2000年度にかけた財源別国民医療費における保険料の減少はマイナス0.1兆円、マイナス1,000億円ですね、にとどまっており、その減少効果は限定的にとどまった可能性が高い。そういった認識で、恐らく国は今後の介護保険制度の見直しを考えているのかなというところがございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 陳情者のおっしゃっていること、この事実と合致しているかどうか確認をしたかったものですから、結論の話はなかったのかなと思うのですが、もう一度質疑しますと、要は発表された、「歴史の転換点における財政運営」の中では、この文書のとおりのことをやると、自治体や事業所の運営を圧迫し、給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれているということで、理解していいのかどうかだけお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 もう少し整理しないと、なかなか判断しにくいところもございますが、例えば見る視点によって、やはり分かれてくるのかなと。例えば被保険者、サービスを受ける側の視点に立つと、当然負担の軽減のニーズはあると思います。社会状況とかを見ながら、なかなか経済が動かないとか、そういった中で負担が増えるというのは、やはり避けたいということがあるのかなとは思いますが。

一方、先ほど若干触れましたように保険者側の視点で見ますと、社会状況が、少子高齢化が、まだまだ進むだろうと。2025年問題とか、2040年問題とかが、やはりありますので、先を見据えると、これまでは介護保険財政の収支バランスは、ある程度保たれてきているのかなというふうには認識しておりますが、今後ちょっと先行きは不透明なところが、やはりあるのかなということを考えると、制度の見直しを今すべきかどうかは、ちょっとあれなのですが、検討をする必要はあるのかなと。そういった相互の立場を踏まえて、最終には総合的に、判断が必要になるのかなというふうには考えております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 被保険者の負担が増えるというのは、もう分かるのですけれども、これは自治体や事業者の運営を圧迫してというところが気になって、今の話でいうと、そのままだと、要は介護保険のほうも、

今、基金はあるのだけれども、どんどんじり貧で、最終的にはちょっと赤字になる可能性だってあるよと。この財政運営をやれば、逆に自治体のほうは、介護保険のほうが、そこに陥らないで済むのではないか、赤字にならなくて済むのではないかという今のニュアンスなので、自治体の運営を圧迫するというのは、逆に違うのかなというふうな理解でよろしいですか。

この中で自治体の運営を圧迫するというのが、ちょっとどういうことなのかが分かりにくいものですから、被保険者は負担が増えるのだろうとは何となく分かるのですが、この陳情の中で自治体や事業所の運営を圧迫するというのは、どういう意味なのかが、ちょっとよく理解できなくて、逆にこのままだったら、今なら基金はあるのだけれども、じり貧していったら、将来的には赤字になる可能性だってあるわけですね。

でも、この財政の見直しをすれば、自治体の運営を圧迫するのではなくて、逆に自治体の運営をもう少し健全化していけるということ。時期は今かどうか、適切かどうかは分かりづらい。自治体の運営を圧迫するというのが、本当にそうなのかどうかということが、ちょっとそこだけ伺います。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。御指摘ありましたように運営を圧迫という形で書かれていて、確かに言い切れるかどうかということが、保険者によるかなというところがございます。例えば介護保険利用料が原則2割負担となった場合に、逆に言うと、保険者は8割負担になる、9割分が8割になってくるところもあるので、払うのが減るのかな、少なくなるのかなと見えますけれども、介護保険サービスの今後は高額介護サービスというものがございまして、本人の利用限度額というのが決まっている。なので、この利用額を超えた場合には介護給付とは、また別の事業から還付という形、償還という形のサービスがあるものですから、この被保険者が高所得の地域または高齢者が多くて高所得者が生まれていない地域という状況によっても、この圧迫されるかされないかという状況が、保険者によって様々なのです。

今お話ししたのは原則2割負担、2割対象者の拡大ということで、また状況は別の状況になりますので、シミュレーションがかなり難しい状況ですので、一概に圧迫するかというと、圧迫する保険者も出てくるだろうし、逆に圧迫されないところも出てくるであろうということが実情なのかなと思うのです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 もう少し私も勉強が必要かなとおもいました。以上です。

○山城康弘 委員長 今、呉屋委員が言っているのは、例えば今後の運営にかかった場合、9期の前に、国が例えば今、介護保険料全体の話をしましたよね、国25、県12.5、市町村12.5、それから第1号被保険者が23%、40歳からの第2号被保険者が27%、その国から今後、国からの25%の割合とかのいじりがあるのかどうかも含めて、例えば今までは運用の中で、保険料の基準額を中心として、皆さんは財政を調整してきているのではないですか。ある程度の基金も残しながら運営していると思うのですが、その辺が多分引っかけたと思うのです。将来その負担割合を含めて、これは国が検討するという話もあるのかどうか、ちょっと説明したほうが分かりやすいのではないかと。

国が負担割合を減らした場合は、やはり市町村に来ますよね、可能性は十分あるのではないですか。

(何事かいう者あり)

○山城康弘 委員長 いや、基本的なやつです。健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど国とか、審議会の内容は届いてはいるのですが、今これまでちょっと確認したところでは、国の負担を見直すとかというのは、ちょっと見当たらない感じがします。

○山城康弘 委員長 質疑ございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 すみません。私もちょっと分からないので、まず陳情の項目のうちのケアプランの有料化というのは、これをちょっと意味合いとして、どういう感じなのか、今からなるということですか。そのケアプランの有料化というのを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付担当主査 認定給付係の我如古と申します。今回の陳情の中にあります、ケアプランの有料化という部分です。この陳情においては、有料化を阻止してほしいということで書かれておりますが、現在ケアプランというものは、無償で提供できるサービスのとおりに、費用は10割、保険者、宜野湾市から負担される形になっています。

今回このケアプランというものは、高齢者の方が介護サービスを使うに当たっては必ず立てなくてはいけないものとなっています。例えばデイサービスを使いたいとか、ヘルパーを使いたいという希望があった場合には、ケアマネジャーさんにケアプランの作成をお願いして、そこからケアマネジャーさんがコーディネートして使うという形になっています。

このケアプラン、今回有料化という話が出ているのは、これまでふだんの介護サービス、デイサービスとか、ヘルパーとか、そういったものは自己負担があるのですけれども、ケアプランに関しては、一番最初の高齢者が困っている段階で相談をちゅうちょしてしまわないようにということで、介護保険の創設の時点から自己負担ゼロで、10割公費負担という形で捉えています。有料化を阻止してほしいという陳情だというふうに捉えています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。説明ありがとうございます。ちなみにこのケアプランが、もし有料化となった場合は、金額的にはどれぐらいの負担、10割負担しているということなのですが、どのぐらいの金額なのか、イメージが湧かないものですから。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付担当主査 担当している事業所や利用者さんの介護度によって変わるのですが、基本的には大体1万円前後です。ですので、有料化になった場合、利用者の自己負担がどの程度になるのかというのが、今明示されていないので、はっきりとは申し上げられないのですが、恐らく1割程度になるのかなというふうに主管課としては見込んでいます。そうすると、大体利用者の負担は1,000円程度になるのかなという、予想です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。ありがとうございます。今現在は有料化ではない、この陳情の中身を見ると、これがなった場合には、先ほどからあるようにちゅうちょする可能性がある、分かりました。

でも、ケアプラン、これは大事なものというのは、窓口ということで、僕も理解はしているのですけれども、今のところ、それが緩くなるという感じではないのですよね、今後。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 それがちっとまだはっきりと国のほうで決定はしていないので、ただ議論はしているという形で、ちなみに国全体で、この介護のケアマネジメント有料化ということで、ケアマネジメント費用については、何年か前のちっと資料なのですけれども、国全体で5,000億円ぐらいの費用になっている、これは保険者が負担しているということです。それを有料化、おおむね今、介護サービスは自己負担1割が基本なので、1割負担にすると、約500億円ぐらいの保険者の費用が減る、国全体です、500億円ぐらい、そういうのも見ながら、国は議論しているのかなというふうには思います。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願いたします。今、伊佐委員がおっしゃったようにケアプラン、ケアマネジャーという、これを有料化するということなのですけれども、実際私たちの周りには高齢者はたくさんおります。近所にもおりますし、デイサービスでも高齢者が、利用している方々がいらっしゃいますが、ケアマネジャーというのは、皆さんの中に入っているプランを立てていくということですが、ケアマネジャーは年1回だけではないですよ。毎月ちゃんと自宅に訪問して、このお年寄りの容体を見たり、チェックをしたり、認定などの調整などもなさるといふ大事な役割を果たしていると思います。何かありますと、またケアマネジャーに御相談でまめにいらっしゃる方もいます。そういうことで、有料化というのは、本当にそういう相談事もできなくなってしまうということの懸念もすごくあると思うのですが、そういう面ではいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 認定給付担当主査。

○介護長寿課認定給付担当主査 屋良委員おっしゃいますように、やはり高齢者、困っている方ほど、なかなか相談できないという方もいらっしゃいますので、費用負担を発生させてしまうことで、相談をちゅうちょしてしまって、本来必要なサービスを受けられないという方が出てくるところが一番の懸念点かなと思っております。

また、先ほどの次長の説明とも重複しますが、視点を変えると、ケアプランを有料化することによって利用者から選ばれるケアマネジャーになろうということで、逆に事業所側の工夫を生み出すというところもあるのかなというのを国のほうは示しており、国としては、有料化することで、ケアプラン事業所のほうが自分たちで努力を重ねて、いい事業所になっていくというシステムがあるのではないかなという点もあります。その点は、どちらの視点に立つかという部分もあるのかなというふうに考えています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 少し聞きづらいところもあったのですが、やはり陳情を出されている方は、こういう介護保険サービスを減ってしまうということの懸念、この介護保険そのものを利用できなくなってしまうという懸念もあるということをおっしゃっております。本当にこの保険料の、利用料の負担増というのは、本当にお年寄りにとって大変なものではないかなと思いますし、この年齢になると、それを介護する方がいますよね。今8050ということで、80代の方が50代の面倒を見ているという、そういうひきこもりの問題があるのですが、そうではなくて、今は70代の方が90代の親御さんを見ているという介護の問題もありま

す。そういう中での保険料の値上げ、そういう負担増というものは、お年寄りにとって大変情けないような制度になってしまうのではないかとことがあります。こちらの文章の中にも最後のほうに、沖縄復帰50年、困難な時代を乗り越えてきた世代に報いる介護保険制度であってほしいということを言っています。今年は戦後77年たっていますよね。そういう中で、本当に困難を乗り越えてきた方々が、そういう形でのサービスを受けられないということと、そしてまたサービスについても、本当に年金以上のものを支払いしているということではありますが、そういう意味でも、やはりお年寄りに優しい制度でなくてはならないと思いますが、そういう面に対して実際関わっている職員の方はどんなふうに考えているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良委員の御質疑ですが、立ち位置、見る視点によって、やはりメリット、デメリットとか変わってくるということもありますので、なかなか一概には、ちょっと言えないところがございます。ですので、ただまだ決まったわけではございませんので、ちょっとその辺国の動向を注視しながら、安定した介護保険制度が継続できるという視点を踏まえながら、ちょっと見ていく必要があるのかなというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。そういう国の制度の見直しということでの介護保険の在り方なのですが、けれども、やはり利用者がお年寄りである。私たちも他人事ではないのですよ。皆さんも2025年には70歳になる方もいらっしゃるよね。2040年といったら、もう80代を超える方々も私たちの中にはいるのです。そういう形ですから、目の前に私たちは介護保険の問題が出てきます。それは平等に皆さん、年を取られますので、やはり福祉の充実というもの、やはりお年寄りが元気に地域で幸せに暮らすことが、一番皆さんが今願っていることですよね。そういう形ですので、本当に優しい福祉であってほしいと願っておりますので、その点また皆さんの努力をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第87号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時57分)

【議題】

陳情第89号 宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第89号 宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

(事務局朗読)

○山城康弘 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願いいいたします。ちょっと分からないことがたくさんあるのですが、まずこの陳情の内容を見てなののですが、まず養育支援訪問事業の、私ちょっと中身のほうがよく分からないのですが、まず簡単でいいので、その支援事業の中身をちょっと説明してもらえますか。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 児童家庭課より参りました棚原よりお答えいたします。よろしくお願いいいたします。

養育支援訪問事業の概要ですが、大まかに言うと、育児支援が必要でありながら積極的に支援をなかなか求めることができない家庭に養育指導員などを派遣するものを申します。この事業は、過重な育児負担がかかる前に訪問による支援を行うことで、安定した養育が可能になることを目的としたものでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 僕も小さい子供がいるので、ちょっと子育てに関して興味があるのですが、これは真栄原の保健相談センターが、生まれた赤ちゃんの、何か月かで回ってくる、支援員さんが回ってきますよね。それとはまた違うということで認識してよろしいですか。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 この養育支援訪問事業ですが、まず事業が始まる流れでございしますが、今おっしゃったような、いわゆる生後3、4か月の赤ちゃんを全戸訪問する赤ちゃん訪問であったり、健康増進課の保健師などが家庭訪問をする中で、この御家庭はちょっと育児に困難さがあるとか、定期的な訪問が必要ではないかということで、発見があった場合、私たち児童家庭課のほうにつながれてまいります。それで、実際に私たち児童家庭課の職員が家庭訪問させていただいて、どのように困っていらっしゃるのかとか、どのような支援が必要なのかということをいろいろ聞き取りしながら、支援員の派遣が始まるような仕組みになってございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 説明ありがとうございます。この支援事業、本市ではどのぐらいの方が利用しているのか、人数をちょっとお答えください。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 令和3年度の実績でございしますが、令和3年度においては、1年を通して24世帯、お子さんの数で言えば28人のお子さんへ支援をしております。1世帯平均14回程度の訪問なのですが、ただ申し込まれる時期が、例えば年度の最後ら辺、12月、1月ぐらいから始まった場合も、そういったものを全部ひくくめる回数なので、回数から言えば平均3、4か月ぐらいではあります。

けれども、世帯によっては1年間通して支援を継続しているような、そういった世帯もございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。例えば支援を受ける方というのは、この陳情に書かれている、ちょっと発達障害があったりとか、ちょっと精神障害という方が、子供を産んだときに、子育ての中で頼れる人もいないときに、そういった者が相談に来るという話だと思うのですが、この方々、大体年齢的にはどれぐらいのお母さんなんかがいるのか、大体でいいので、23名のお子さんの母親の年齢層というのをちょっと聞きたいのですが、大体どれぐらいの年齢層なのか、お聞かせください。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 お答えいたします。まず、対象とする世帯なのですが、今回陳情を上げていただいた方に関しては、御自身に障害があるよというふうに書かれていますが、実際に私たちが派遣をしている、相談を受ける世帯は、障害の有無には全く関係ございません。子育てに関して、例えば初めての子育てで不安だとか、本当に身寄りがなくて、支援者がいなくて、お母さん自身は、お父さん自身は、特に課題はないけれども、育児そのものをしたことがないから分からなくてという方も対象としておりますので、年齢ですけれども、本当に様々です。10代、いわゆる若年の妊産婦の方もいらっしゃる、最近是不妊治療なども進んでおりまして、年齢が高くて高年齢で初めて出産という方もいらっしゃいますし、また不妊治療とかですと、双子とか生まれたりすることもあったりしますので、そういった場合も年齢に関係なく派遣はしております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。若年妊産婦の件で、ちょっとそういうNPO法人さんが、そういうボランティアでやっているところの講習などへ行って、その現状等も聞いてきたのですよ。でも、それではないということで、理解いたしました。イメージでいったら、若年妊産婦の方で、例えば自身は気づいていないけれども、周りから見たら、専門の方から見たら障害があるという方のケースだったのです、私が聞いた話は。

でも、そうではなくて、本当に初めての育児で困っている方ということは、産前産後ケアに直結してくると思うのですが、今、健康増進センターでいろいろやっていますよね。この週に1回の訪問というのは、どういった内容、どこまでがサービスの中身があるのか、ちょっとサービスの内容を教えてくださいと思います。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 今おっしゃられたような産前産後のケアを受けつつ、そこも利用しつつ、私たちの養育支援訪問事業を使われる方もいらっしゃいます。私どもが行う内容といたしましては、基本的には赤ちゃんを中心としたお世話を行います。例えば赤ちゃんのお風呂の入れ方、実際一緒に入れるのを手伝ってみたり、授乳の仕方、ミルクの調合の仕方、おむつの替え方、すべてそういったもろもろを含めて行います。赤ちゃんのお世話全般についてのアドバイスだったり、また多少月齢が上がってきますと、事故防止、例えば誤飲、いろいろおもちゃとか落ちている、飲み込んだら危ないよねという、そういったところの

視点も含めつつ、助言というか、指導というか、そういったこともお伝えしながら、お母さんたち、お父さんたちが、育児がやりやすくなるような助言をしています。

また、おっしゃられたように相談、様々な育児に関して不安があれば、当然相談、私たちが派遣しているのは保育士資格を持つ者であったり、看護師資格を持っている者を派遣しておりますので、その専門的な知識でもってお母さん、お父さんたちに助言をしています。

また、世帯の状況に応じては、簡単な家事援助もしております。例えば哺乳瓶を洗う、洗ったら煮沸しないといけないよねとか、そういったところも一緒に実技をして、お父さん、お母さんが、例えば精神的な不調があつて伏せていらっしゃる場合、例えば洗濯物を少し取り込んでおくとか、少しお碗を洗っておこうかねとか、そんなことで私たちは長く関われるような支援をしております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。ということは、細かいところまで、本当に母親の負担を少しでも減らすという視点でサービスをしているということで、この要綱の中に週1回の訪問では足りないという、週に2、3回の支援が実現できるよう支援体制の実現とあるのですけれども、実際これは決まっているのですか、週1回というのは。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 私どものほうで養育支援訪問事業、目安としては週1回程度というふうに皆さん方に御説明はしておりますけれども、例えば双子ちゃんがいらっしゃるお家とか、お母さんの精神的安定を図るには訪問回数が多いほうがいいなということになれば、週2回訪問し、さらにヘルプの電話があれば、すぐ駆けつけるという臨時の訪問もしております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。それでは、この陳情にある内容は、既にやっているということで、私としては理解しているのですけれども、その人員体制、先ほど看護師さんとか、保育士さんの資格を持っている方が訪問しているというのですけれども、この人員体制は何名ぐらいいるのか、お聞かせください。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 現在、令和4年現時点では2名、専門員としては2名配置しております。1人が保育士資格、1人は看護師資格を持った者がおります。以上です。

○伊佐文貴 委員 私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 御苦労さまです。今の伊佐委員の質疑で、人数の件、そしてまた出産に至るまでのケア、そしてまた産後ケアが、健康増進課のほうで行う。それから、児童家庭課のほうは養育支援訪問事業を支援していくというこの理解が分かりました。

陳情者のほうからいろいろな要望が出されております。6項目の、そういう要望が出ておりますが、その一つ一つをちょっと市はどういうふうに対応なさっているのか、そういう要望されている項目はしっかりなされているのか、ちょっともう一度説明をお願いできないでしょうか。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○**児童家庭課児童家庭担当主幹** 要望書の要項に沿って、では御説明を行いたいと思います。

まず、1つ目の赤ちゃんのお世話や子育てだけではなく、家事の援助もできるようにということでございますが、先ほど申し上げましたように哺乳瓶を洗ったり、洗濯物を畳んだり、その世帯に応じた、そのときのお母さんの状況に合わせた支援に心がけております。

また、私たちの、先ほど来申し上げています保育士でしたり、看護婦の派遣は専門員として派遣しております。お母さんたち、この世帯の状況が多少落ち着いてきましたら、家事援助を希望される方が結構多いので、その場合にはファミリーサポートセンターと協力をしながら、そちらの登録されている、まかせて会員さんを派遣して実際の支援に、私たちの支援が継続、途切れないような形で、家事支援に入ってもらい形もでございます。

2つ目の要望でございますが、年齢に関しては、実は国の要綱にも、おおむね1年というふうにはありますけれども、私どもも、これは目安として持っておりますけれども、できる限り保育園に入る程度ぐらいいまでは、次の支援につながるまでは支援ができるように心がけております。

3つ目ですが、障害の有無にかかわらずというふうにございますけれども、出産後、やはり不安があるお母さん、お父さんであれば、特に隔てなく、できる限り派遣していく方向で受け付けております。

4つ目ですが、支援の実行までの迅速化でございますが、先ほど申し上げましたように保健師から私たちのほうにつながって、実際に行くまでに1週間から2週間程度はかかっているかかもしれません。そこに関しては、私たちも少しでもお母さんたちの要望、期待に応えられるような方法で調査なり、書類の作成はやっていきたいなとは思っております。

5つ目ですけれども、週1回で足りない場合にはですが、その世帯の状況に応じて週に2回組んだり、また臨時の訪問をやってございます。

最後に、緊急時のレスキューですが、実際に養育支援を利用されている方で、今すぐ来てほしいということであれば、当然すぐに行きますけれども、例えば養育支援につながっていないけれども、ちょっと困っているよという、そういう意味でのレスキューの電話が入った場合には、養育支援というよりも、私たち社会福祉士などの専門職が一旦家庭訪問をさせていただいて、世帯の様子を見て、これだったらすぐに養育支援だねということで、至急つなぐとか、そういった形で対応をしております。以上です。

○**山城康弘 委員長** 屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** ありがとうございます。柔軟に児童家庭課が関わっているということですね。大変分かりました。やはりこういう要望が出てくるということは、まだそういう状況が分かっていないというところがありますので、そういうのもまた周知をしながら行っていただきたいと思います。

最後にお聞きますが、やはり児童家庭課のほうは、こういう健康増進課、子供たちの成長段階も見ながらつないでいかないといけないと思いますし、そういう子たちが大きくなって、幼稚園へ入ったり、保育園へ入ったり、連携を取らないといけないと思うのですが、そういう面では、やはり連携の重要性というものはどういうふうにお考えでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭担当主幹。

○**児童家庭課児童家庭担当主幹** ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、とにかく切れ目のない支援を心がけていかないといけないなと思っております。やはり母子健康手帳を発行する健康増進課を出発し

て、起点として、例えば赤ちゃん訪問でしたり、私たちの養育支援につながり、さらに養育支援から保育園につながり、保育園から小学校、中学校と、やはりおっしゃるように切れ目のない支援を心がけております。

私たち児童家庭課は、養育支援だけではなく、家庭相談員、地区に1人ずつ家庭相談員を配置しておりますけれども、例えば養育支援で、かなりリスクが高いなという世帯の場合には、保育士資格を持つ相談員だけではなくて、地区の家庭相談員もダブルでつけて訪問をしたり、そういったことで、養育支援自体は、保育園に入ると一旦終了にはなるのですけれども、でも保育園に入っても、ちょっと心配だなとなれば、地区の相談員がそのまま継続をして支援に関わっていて、それを小学校に申し送りするとかというふうな連携をやってございますので、こういう取組を今後も継続していきたいなと思っております。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 どうもありがとうございました。市の、そういう連携がしっかりなされていることと、子供たちの成長をしっかり見守っていることは理解できました。どうもありがとうございました。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 今のお二人への答弁で、内容は大体わかったのですが、せっかくなので、養育支援訪問事業の要綱を資料として、文書でちょっと資料を提出できますでしょうか。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱と併せて、実はこういうパンフレットを作っております、ここに事業の目的、対象者、内容、事業の流れでしたりまとめてございますので、こちらをお配りしたいと思います。よろしくお願いします。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 いろいろ柔軟に対応していただいているのは、ありがたいなと思ったのですが、そうはいつでも財源とか、あるいは予算あつてのものだと思うのです。あと、財源の内訳ですね、単費だけなのか補助もあるのかと、今の予算で足りているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、財源内訳と、今の当初予算で足りているのかどうか。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 財源ですけれども、子ども・子育て支援交付金から国3分の1、県3分の1、市の持ち出し3分の1でやっている事業でございます。その中で養育指導員を2名雇っております、またそれ以外にもファミサポを派遣するときの諸費だったり、また各家庭を訪問しますので、それに伴う車両のリース代だったりとか、緊急連絡用の携帯電話をこちらのほうで持って対応するような、そのような予算として持っております。トータルとしては、690万円余りの予算で職員2人を雇っている状態でございます。

○呉屋等 委員 予算というのは足りていますか。

○山城康弘 委員長 続けてください。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 そうですね。支援員が多いにこしたことはないとは思いますが、今現状として年間24、多くても30世帯ぐらいつながってくる世帯ですので、今の2名体制プラスファミサポさ

んの協力があつてのことなので、そこも活用しながらであれば、今、事業としては運営できているかなというふうに考えております。

○呉屋等 委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。内容が分かってきたものだから、こういった角度から確認しようかなと思ったのですが、多分これは皆さんが知っている方から出た陳情だと私は見ているのですが、それは市の市長宛てには出ているのですか、こういう陳情書というのは。宜野湾市には出ているのですか。それとも宜野湾市議会しか出ていないのですか。分かりますか、今。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 これが初めてかと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 市には出ていなくて、議会のほうに陳情という形で出ているということ。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 はい。

○伊波一男 委員 多分この方は、内容を読むと、本当に訪問支援に命を救われた思いですというのを、本当に皆さんの頑張りが、この方に希望をしっかりと与えたのだなというのがあるので、またこの方の思いもたくさん文面もしっかりつくられているので、とても思いが伝わってくる。

今の内容を聞いていますと、説明を聞きますと、ほぼ私対応できている状態だというお話かなと感じて、大変喜んでおります。ここは足りないので、人員不足ですと言われたら、どうしようかなと思っていましたが、先ほど連携のところ、まず児童家庭課が連携するのは、ファミサポがありますね。ほかにもありますか、ファミサポ以外で。もしあれば、そこも情報提供をお願いします。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 これは養育支援訪問事業についての連携というイメージでよろしいですか。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 養育支援訪問事業、そのほかこんにちには赤ちゃん事業とかなんか訪問事業はありますよね。そういう関係、いろいろなところと密接に連携を取りながら、どこが一番この家庭に合った形のサービスが提供できるというか、御支援できるかというのがあるのかなと。

○山城康弘 委員長 児童家庭担当主幹。

○児童家庭課児童家庭担当主幹 ありがとうございます。連携先でございますけれども、先ほど来申し上げています、健康増進課の赤ちゃん訪問から始まり、産前産後ケア、産後ケアですね、当然サービスの一つとして保育園もありますけれども、地域にあります、保育所の中に併設されている子育て支援センターもすごくいいサービス、いいサービスというか、資源として私たちは活用しています。養育支援訪問事業を使われる方々の場合、なかなか地域が分からない、県外から転入されてきて地域が分からなくてという方がいた場合、すぐ保育園に入るハードルもあつたりするので、この養育支援訪問指導員のほうが一緒に支援センターなど、保育園の中にある支援センターにも一緒に行って、こんなふうに遊ぶところがあるのだよと、そうい

ったところとつなぎながら、そこでママ友、保護者の友達をつくってもらったりして地域になじんでいただく、そういったことも資源として活用しているところもございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ぜひ皆さんに寄り添っていただいて、また頑張っていただきたい。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第89号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時29分)

【議題】

陳情第83号 宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第83号 宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情を議題といたします。

本件に関する質疑を許します。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第83号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時54分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時55分)

【議題】

議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第38号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第40号 小学校ICT機器購入に係る物品の取得について

議案第41号 中学校ICT機器購入に係る物品の取得について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第40号 小学校ICT機器購入に係る物品の取得について、議案第41号 中学校ICT機器購入に係る物品の取得について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

次に、議案第41号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時56分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時57分)

【議題】

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住

民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情

陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

陳情第46号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情

陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情

陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情

陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情

陳情第58号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第62号 真志喜中学校の不足している部室について

陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について

陳情第65号 宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について

陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

陳情第78号 西普天間住宅地区「印部土手石と歴史の道の景観」の保存・活用に関する陳情

陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情

陳情第83号 宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情

陳情第87号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情

陳情第89号 宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情、陳情第46号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情、陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情、陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求

める陳情、陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第58号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第62号 真志喜中学校の不足している部室について、陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について、陳情第65号 宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について、陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情、陳情第78号 西普天間住宅地区「印部土手石と歴史の道の景観」の保存・活用に関する陳情、陳情第81号 学校施設に自家用車両を駐車する教職員への駐車料金徴収に関する陳情、陳情第83号 宜野湾市西普天間住宅地区「印部土手石」の保存・活用に関する陳情、陳情第87号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情、陳情第89号 宜野湾市における養育支援事業制度の拡充のための陳情、以上25件を一括して議題といたします。

本25件につきましては、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後00時00分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後00時00分)

【議題】

陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情を議題といたします。

審査期限延期についてお諮りいたします。本件については6月17日までに審査が終わるよう期限が付されておりますが、本件については、なお慎重に審査する必要から、6月27日までに審査期限を延長するよう議長に要求したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後0時01分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年6月27日（月）3日目

午後02時45分 開議

午後02時47分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉 屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐 直樹
-----	-------

○審査順序

陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情

第444回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和4年6月27日（月）第3日目

○山城康弘 委員長 こんにちは。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午後2時45分）

【議題】

陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減
のための支援を求める陳情

○山城康弘 委員長 継続審査となっております陳情第88号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活
と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情を議題といたします。

本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会
中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後2時47分）